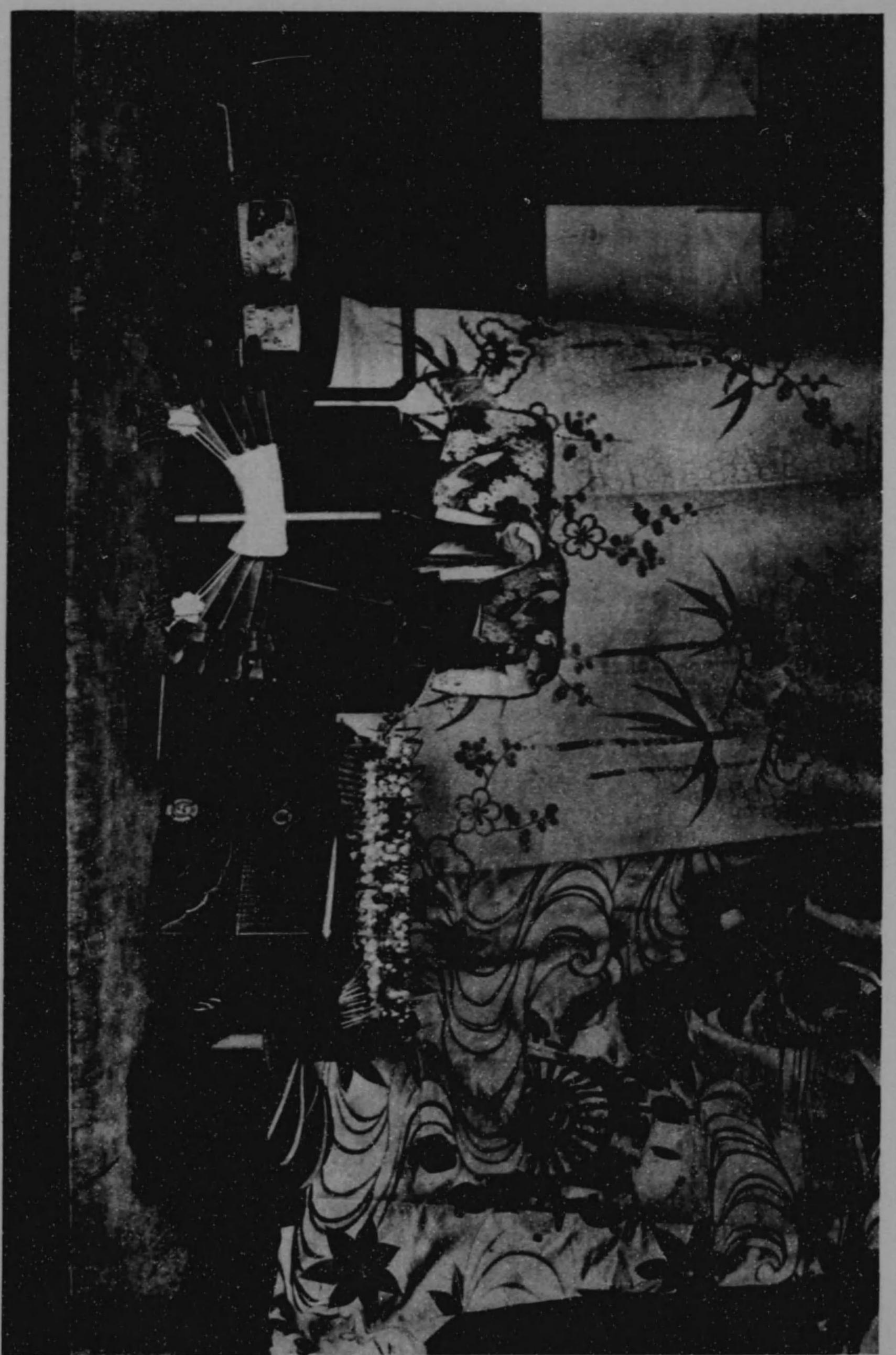


島原太夫の亂れ姿

島原の花街に昔を今に時めく遊君の上首、太夫の姿も昔ながらに色香も深い。第一は髪間に入るといけない、髪亂れの姿である。髪は元藤島田で、花髻、びら／＼髻は残れど、八本花櫛などは取つてある。化粧の中で特異のは齒黒である。衣服は灰色と赤の縹の葉文様の厘子文様の縮緬に黒天麩鼠の半襟かけた胴扱といふ衣服（胴扱は胸に文様のないもの）水色地縮緬青海波の打掛、岸草文様の房のいたしごき帯を巻いて正面に結び垂れて、素足に三本歯の下駄を履いてゐる。第二野真はその大宮し。煙草盆を置き、打掛を衣桁にかけて背取してゐる。第三は太夫の調度、左より煙草盆に枕箱、枕、八本（髻八本）と長崎、圓赤箱（文庫）上に花櫛、三本歯下駄などである。この古典的の妖艶な媚を賣る風姿は、いかさま男手を憐れみずには措かない。



(三) 島原太夫の亂れ姿



(二) 姿れ龍の夫太原馬



(一) 姿れ龍の夫太原馬

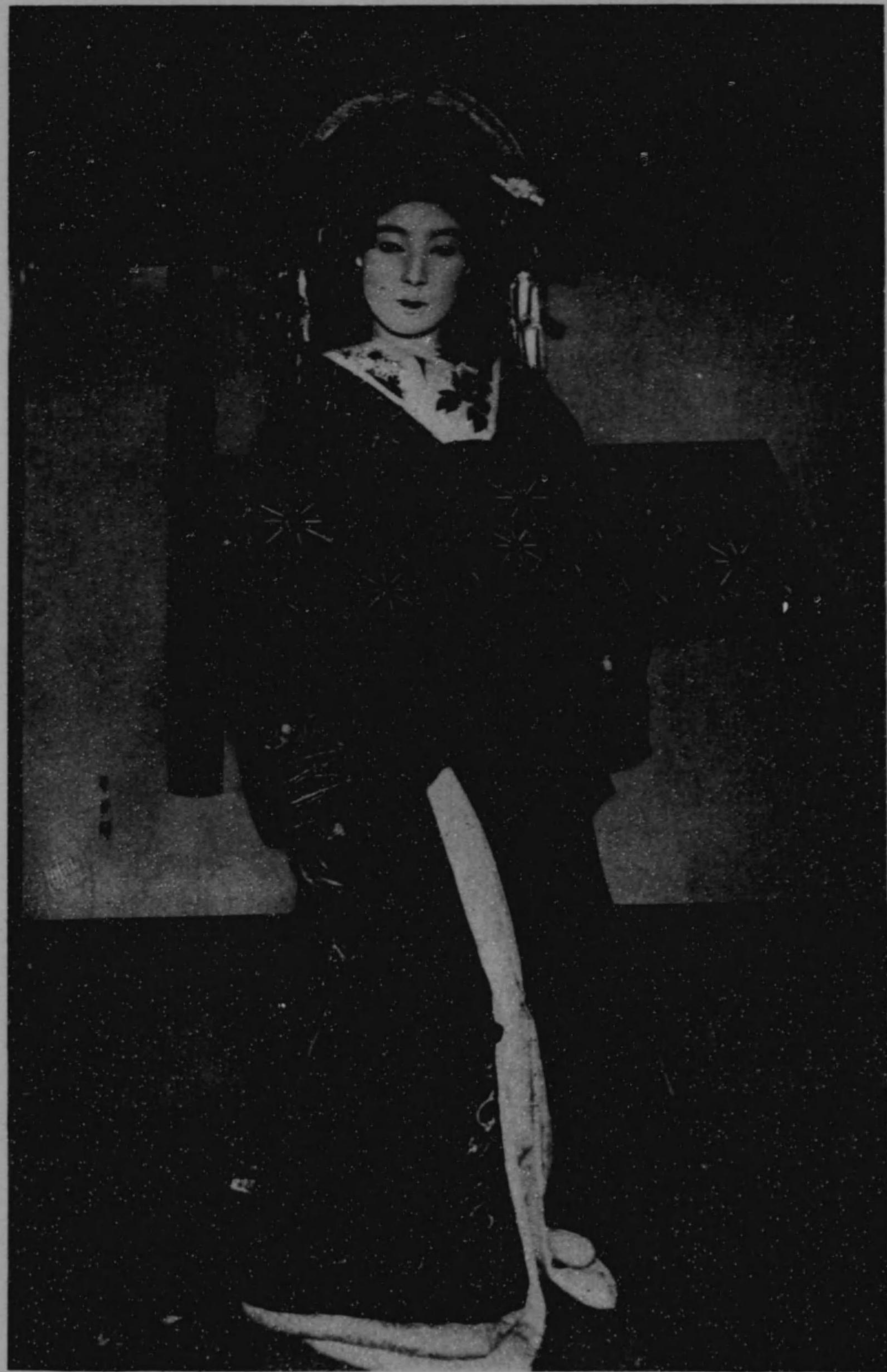
大阪昔の
太夫姿

大阪にも新町の廓には元太夫があつたが明治廿年頃から廢された。大阪の太夫は番は大低横兵庫（今誤つて立兵庫といつてゐる）に結び、長五尺餘の紅、薄紅、水色三紙の鹿子をかけ、正面に三枚櫛、角耳、その横左右に松葉と丸耳が二本宛、兩側

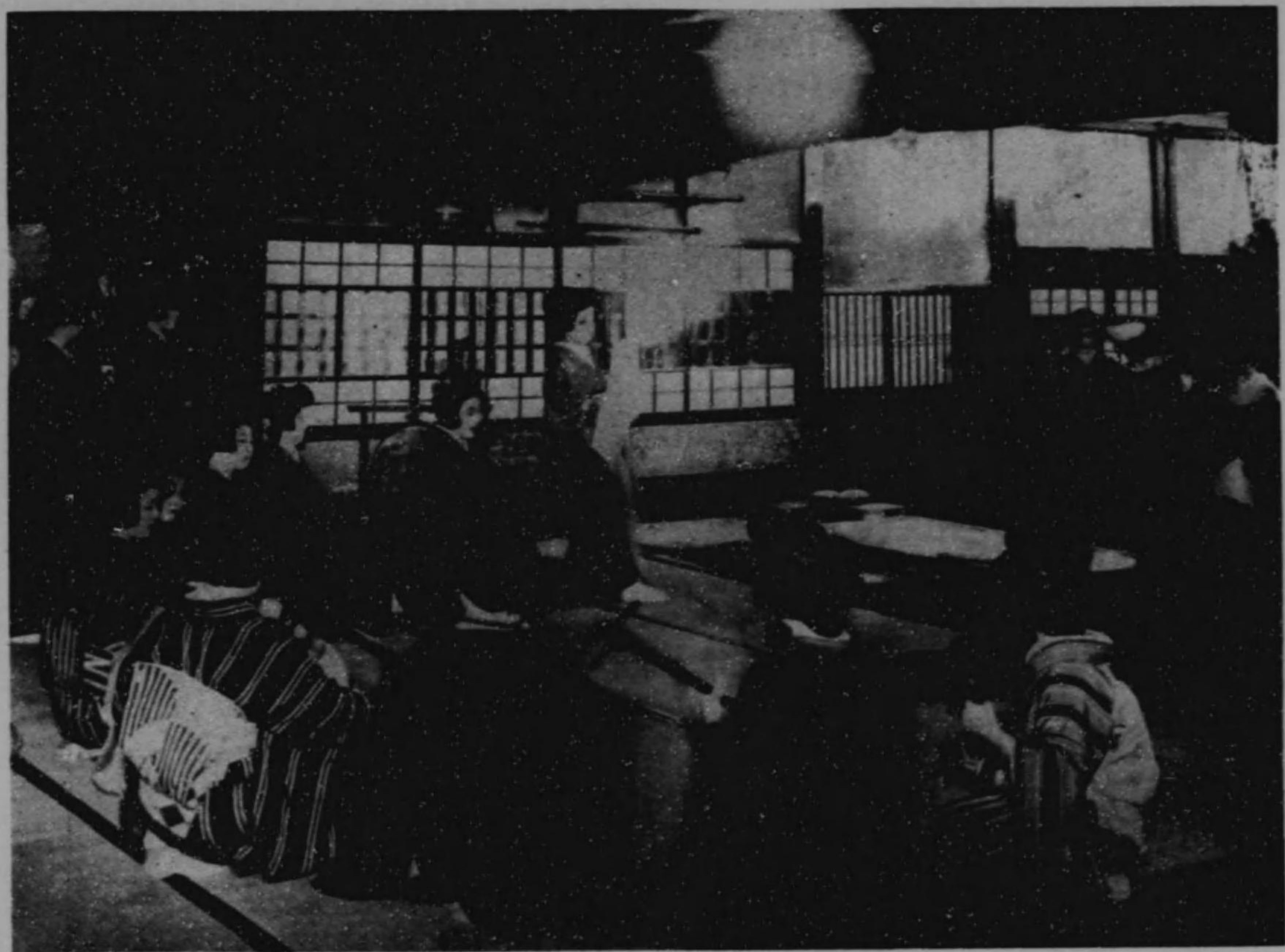


(一) 大阪昔の太夫姿

に角耳各三本宛、後にも三本宛で、左右に歩揃あゆみと破、後に鹿子止の蝶々と赤と金のかけ下ろしが凧として飾られ、化粧は白粉に齒黒、頸筋には三本足を作る。衣服は京の三枚重と異り二枚重ねて上は紅の縮緬唐草文様等を用ひ、下の白長襦袢の襟は返さない。打掛は縮の大文様でこれは花色に孔雀、帯は前結の代りに結んだ形を括りつけるので、一見四角い板を取りつけたやうで、最も特色がある。これも縮の文様がある。以上は大阪の太夫の特別な服装であるが、惜しい哉、今は全くこの俤すら見ることが出来ない。
本宮眞は上方郷土研究で昭和七年正月六日大阪新町で夕霧忌を催した時に扮されたのを轉載したものであつて同會主幹の南木萍水氏の本宮眞を下された好意を謝するものである。



(二) 大阪昔の太夫姿



京都島原遊廊角屋の餅搗

京都島原遊廊角屋の餅搗

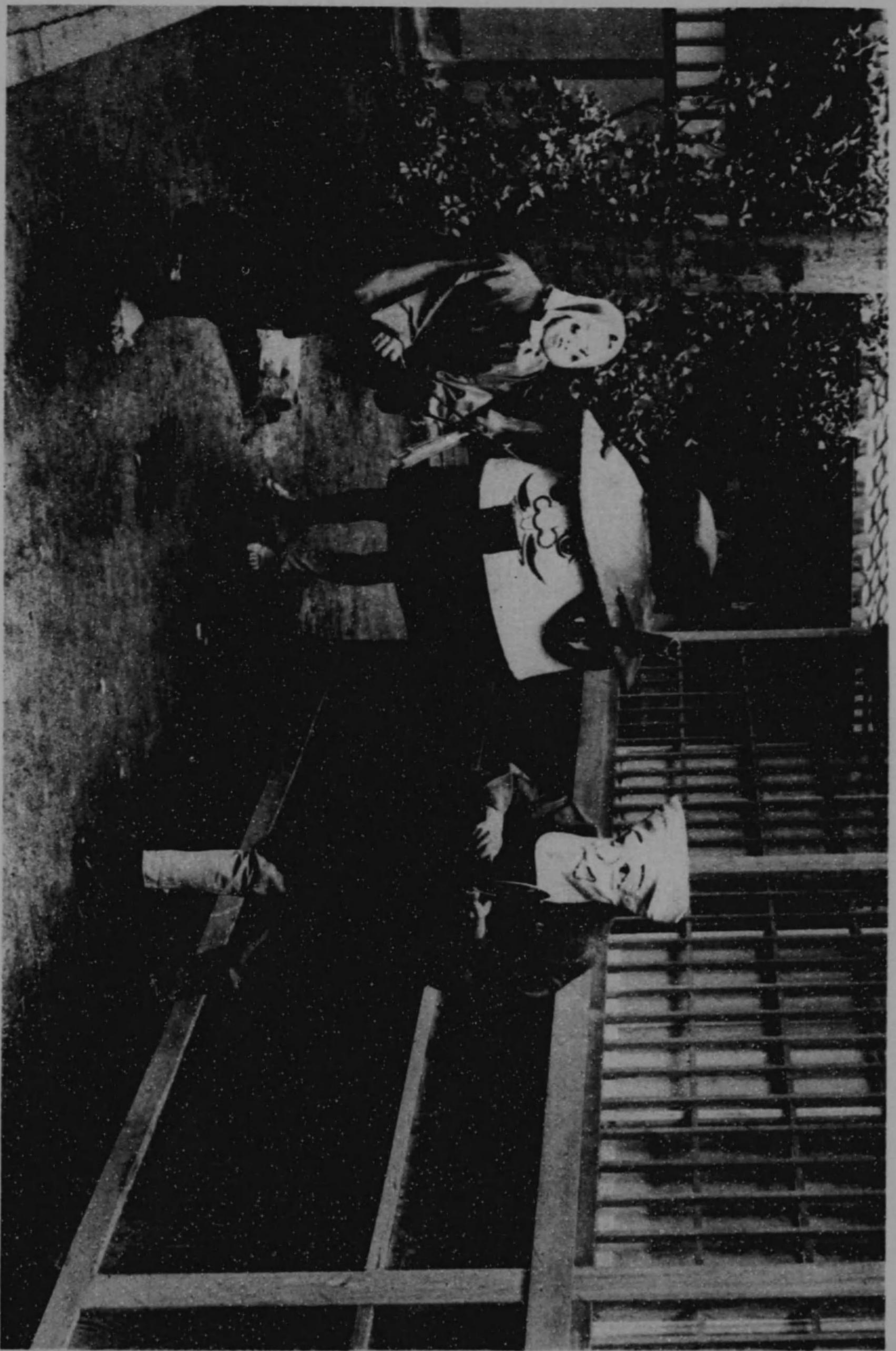
日本最初の遊廊たる島原廊中で唯一の古建築たる角屋は毎年十二月廿五日に餅搗きをされるが、島原廊の藝妓舞妓女將期間さては太夫まで多人數百疊もある臺所に華々と集り、餅を搗いてる間、さまざまの藝をするので、一見演藝會の如くとても賑やか派手な餅搗である。最後の時に太夫藝妓も杵の手前危く搗き、次に藝妓等は火箸すきこご、杓子などを臼に入れ、千石萬石お目出たうと稱へて終り、一同饗を受くるのである。この寫眞はその盛況を撮影したものである。



京都島原遊廊角屋の餅搗

京都のちよろけん

芥隈大阪から大きな振振の福祿壽を冠つて正月に門附となつて来たのを、誰いふとなく長老君といつたが「ちよろけん」と稱したのである。江戸時代末から明治へかけては、喜直の如き振振となり、之を冠つて竹の先さばいたのを持ち、一人は扇を描いた姿を知り、一人は「とくす」の面を知り、てんく太鼓を打つ「ちよろけん」が登壇した。大福ちよろけんといへば、子供が「一文ちよろけん、二文の振振は、三文で買つてや」と囃す。かくて都大路を竹を打つと練り廻つて賣るを買ふので、正月門附中のクロマシな面も無邪氣な情勢なものであつた。明治卅四年頃派びた。



んけるちよろけんの都京



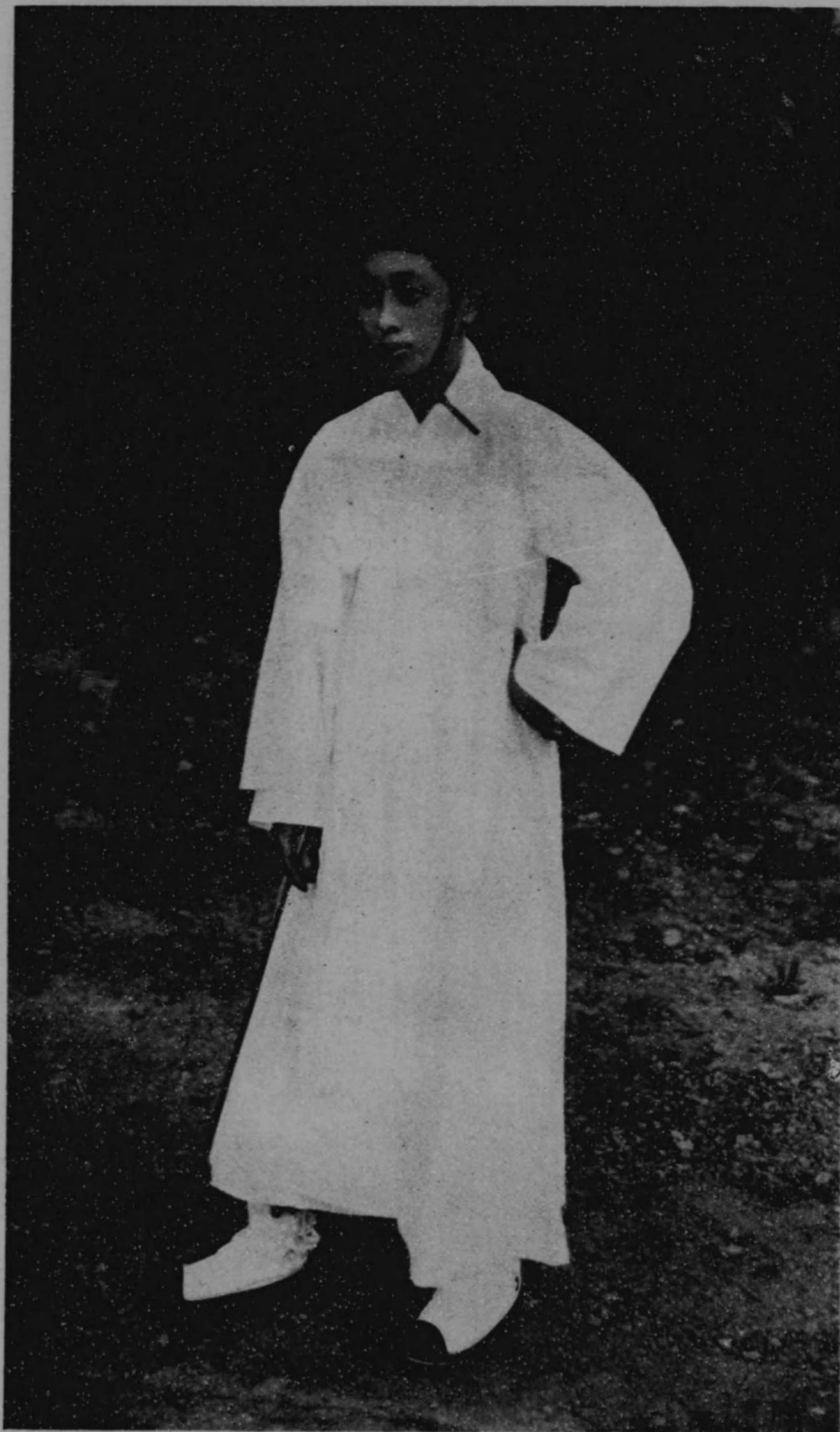
(二) 神明大島淡

淡島大明神

淡島明神は紀伊國加太神社のこと、伊弉諾尊の所生たる淡島に登りしを、後加太に移したところ、伊弉諾尊國土を生み給ひし時、淡島を胞衣とするよしが見え、その地住吉の所領たりしより、住吉の神の妃とし、胞衣のことよりこの神帯下の病て淡島に流されしなどいひ、女の腰より下の病に靈驗ありとて、江戸時代には、信心多く、天和頃から乞食が神の像を貼り、裂などを釣つて錢買ひに來たが、今日はこの寫眞の如き姿となつた。背に厨子を負ひ、女の髮櫛、笄、寫眞などを側面に多く釣り、鉦打ちつゝ念佛いつて來るのである。



(一) 神明大島淡



朝鮮の男子風俗

朝鮮の男子風俗

朝鮮は保守的な所であるから、今も随分昔ながらの古風が依然として残つてゐる。これは朝鮮男子の略装で、頭には小さい結髪をし、その上に宿巾ソクジンといふ馬尾毛で作つた冠物を冠り、衣服は下に袴ハカマを穿ち、下括紐ゲツクヰで片纏ヒタマキに結び、その上に上衣ウペイを着る。袴は随分太いが、上衣は筒袖トクソウであるが、近來その上より黒や藍などの綿入チヨツキを着ることもある。共トモに白色金巾キンキン製の指の股はなく、これに皮鞋シヤシヤを履くのである。これは暢氣な鮮人が彼等の好む長烟管チヤンガンで烟草を喫するところである。第二宮直は宿巾の上より笠カサ子を冠り、紐ヒモで頤ヒゲに結び、上衣の上より周衣チュイを着て、右脇ミダマに近く紐ヒモで片纏ヒタマキに結び垂れてゐる姿である。



朝鮮の男子風俗



俗風子女の朝鮮

と同じが、袴は下で括らず、その上から裙といふ上代の裳の如きものを纏ひつけ、右脇へ端をやり紐を正面で片側に結び垂れるので、現在はトンチマとて西洋のスカート式にしたものもある。婦人の衣服は金巾の外絹繻子もあり、色は二藍黒桃色など原色或はその薄きを用ひ、冬は上衣に綿入を用ひ、下衣を着る。履物は襪を履き、錦鞋とて男の履の少しく先の尖つたやうな裂張を用ひるのである。持物として團扇を持つてゐるものもある。



俗風子女の朝鮮

朝鮮の女子風俗

朝鮮婦人の風俗は髪を後頭で結束して紅色の裂て巻きアルミの簪をさし、上よりチヨバギユといふ黒い帽子を冠ることもある。この帽は黒繻子で頭頂が開き、紐で飾がついて居り房は正面に垂れてゐる。賤女は頭巾といつて白布を以て蔽ひ紐で括る。衣服は大體男子

日本各時代服飾大觀

風俗研究所長
江馬務

283
238
41

凡例

- 一、本篇は日本太古以来の服飾の主要なものを、遺品或は模造品に依り一々寫真としたもので、これを四期(固有風俗時代、韓唐風模倣時代、國風發達時代、國風全盛時代)に分つて男女小兒の順に排列した。
- 一、本篇の原物は大部分風俗研究所の所蔵に係るものであるが、中に幾分、社寺舊家蒐集家の所蔵に係るものを收めた。それ等は解説に一々芳名を録し、或は所收原本の名を録して、以て感謝の意を表した。
- 一、本篇は匆卒の間に成りし爲め、充分なる解説を附することが出来なかつた。他日私は日本服飾史を著すつもりであるから、それに詳述したいが、拙著新修有職故實や、日本風俗史講座の日本服飾史はその解説の不備を補ふに充分であらう。

日本各時代服飾大觀

一、固有風俗時代

- 第一圖 上代上衣と帯 上代の上衣の模造で、麻布上頸筒袖で左右の紐を結んで合される。帯は倭文布の模造で幅約二寸である。
- 第二圖 同禪 麻布、左脇で兩紐が合ひ結び合すやうになつてゐる。
- 第三圖 同裳 上代女子が巻きつける裳の模造で、これは麻布赤裳とされてゐる。

二、韓唐風模倣時代 (神功皇后の征韓より平安初期)

- 第四圖 奈良朝上衣 正倉院御蔵の袍の模造である。袖製で丈四尺、袖口八寸、右衽、上頸は蜻蛉頭となつてゐる。
- 第五圖 奈良朝表袴 正倉院御蔵の表袴の模造である。パツチ状になつてゐる上に左右腰にも各一條の紐がついてゐて、その形状に特異な點が多い。
- 第六圖 半臂 正倉院御蔵の半臂で袍の下に着するもの、袖はなく下に襦がつき、腰に紐があつて結び合すやうになつてゐる。(前三圖は風俗畫大成資料篇より抄出)
- 第七圖 奈良朝御衣 天皇御禮服に用ひさせ給ふ奈良朝御衣である。上衣は緋色に日月星辰大小龍山火華蟲(雉、宗彝、虎、螭)の文様で、裳(上衣の内、表袴の外につける)裳には粉米藻、翻(斧)龍(巳ノ字)の文様をつけた。小袖は上衣の下に着す。表袴は朝服のものと同じく白色のまゝであつた。(本標本は久世子爵御蔵)
- 第八圖 奈良朝女子上衣 奈良朝に於ける上流女子平常の衣の想像模造である。帯は裾の上に結ぶ帯である。

第九圖 奈良朝の裙と領巾 奈良朝の上流婦人平常の用で形状は上代の裙を似てゐるが、裳が作られてゐる。領巾は一幅の薄い帛で、肩にかける飾に過ぎないが、時に別離に振るなどの用に供する。

三、國風發達時代 (藤原時代より室町中期迄)

- 第一〇圖 藤原時代縫掖の袍 藤原時代以後の縫掖袍を示す。この袍の頸を表へ出すと、胸の邊でたるみ、そこを折り込まねばならぬことになるので、此の形となる。これは山科伯より譲受けた江戸時代の袍であるが、藤原鎌倉時代には今少しく襟が高くなければならぬ。袖二幅、襦あり、左右にありさきあり、冬の料、地綾色黒、文様輪無唐草、但し藤原時代には色目一位は深紫、二位淺紫、三位深紫、四位深紫、五位淺紫、六位深紫、鳥羽上皇以後は四位以上黒、五位紅、六位縹で、夏は紗となり、六位以下文様はない。
- 第一一圖 袍の背面 袍の背面の角袋を示す。東帯の時は中へ折り込み、衣冠にはこのまゝとす。
- 第一二圖 縫掖袍 縫掖は文官或は武官の上級に用ひられ、缺掖袍は武官或は元服前に用ひられ、規約略縫掖袍に同じ。
- 第一三圖 半臂 東帯の時に袍の下に着す。但し藤原時代よりは武官や馬上の人、舞人等が着して他は略することが多い。袖なく下に襦あり、兩脇背面に裳がある。別に小紐及び忘れ緒が附屬してゐる。地は公卿冬表裏綾、或は臥蝶文様裏縹平絹夏紗黒三重縹、殿上人冬黒絹夏縹二藍であつた。
- 第一四圖 半臂の背面 背には裳がついてゐる。
- 第一五圖 下裳 垂頭袖一幅で背の裾が長い。その寸法は時代と家格位階によりて長短あり、藤原盛時には腰より大臣七尺、納言六尺四五位四尺で、近世は天皇一丈六尺、關白一丈五尺、大臣一丈三尺であつた。地は公卿冬表裏綾、表白臥蝶裏黒(中古紫)、夏紗藤芳菱、殿上人冬表裏平絹

表白裏黒、夏敷二藍であった。(太秦廣隆寺蔵)
第一六圖 後世の下襲の上 鎌倉時代から下襲は上下分離した。これはその上である。規則は同前。

第一七圖 同下襲 右の裾である。
第一八圖 和 東帯衣冠、直衣狩衣の時に下に着るものである。冬表裏裏平絹、夏は裏なし。色文様種々ある。

第一九圖 早 東帯、衣冠、狩衣、水干等の時に下に着る。年中單で地紋色不定、文様は菱である。
第二〇圖 大帷子 汗取の布に下襲と單の襟をつけ、袖口も單の袖をつけ、下襲、單、帷子三枚を一枚で兼ねるもの、胴の布は冬は白く夏は紅である。

第二一圖 表袴 東帯の時履く表の袴、公卿は四十以下は表縮線、白で文様に、以上は固地紋白で藤の丸、裏共に平絹紅、殿上人は表裏共に平絹表白裏紅紋なしで、これは公卿縮線、殿上人は縮線の文様。
第二二圖 大口袴 東帯に用ふる表袴の内側の袴、地平絹紅、近世は精好紅である。

第二三圖 石帯の袴 石帯は天武天皇五年から起つたもので、鉸具のある革帯で、袴と稱する四角や半圓の節がある。正倉院御蔵のものは十二ある。これは昔公が姉君に贈られしもの、河内道明寺天満宮の御蔵である。鉸具及び節が共に金屬で、袴は四角で浮彫あり、中央に玉を嵌めたもので、秘代の珍什である。

第二四圖 鳥羽上置以後の石帯 袴の形方なるを巡方といひ、之に有文無文あり、有文巡方は儀式用無文巡方は天皇のみ、袴の大きさを九節といひ、有文巡方は平常の用、巡方丸節混するは、通用帯と稱し、儀式平常共用、三位以上は玉、四位玉、五位玉、六位玉、後世肥後石を四五位に共用する。これは肥後石の通用帯である。
第二五圖 稱領 御即位禮に近衛大將の着するもの。東帯の上より之

を冠り、腰帯をして結ぶ。これは大正御大禮の時のものである。(北垣男爵御蔵)

第二六圖 直衣 これは夏の直衣である。直衣は袴と形は同じい。冬は表白臥裏裏平絹二藍等、夏はこの如く顯文紗二藍三重帯の文様である。
第二七圖 冬の直衣の背面 角袋の存在、小紐のあることがよく分る。

第二八圖 指貫 括袴である。若き堂上家は紫地浮文龜甲地に白臥裏、次に元服して龜甲地のみ、廿歳より薄紫綾に鳥襷、三十歳より薄紫綾八ッ藤、それより薄紫八ッ藤、淡黄色八ッ藤、七十に至れば白地に八藤となる。裏同色平絹、括紐は若年は紫白二本、次いで紫一本、老中年以後は白一本である。これは白綾八ッ藤指貫。
第二九圖 狩衣 狩衣は上頸圓領、袖二幅、背の袖付四寸の所で袖が縫かに胴に附着して居る。脇は切れ、胴は前が上まへ、下まへと重り、背と共に三枚になつて居る。袖括がある。これは蒔黄綾の裏打狩衣で、袖括は薄平で紫の綾である。地質も色目文様もさまざまあるが、地下は布衣とて文様のないものしか着られない。袖括は中年になると厚みを増して細く厚細となり、老年には括紐二本となる。別に帯を附屬して居る。

第三〇圖 水干 水干は狩衣と全く同形のものであるが、唯異なるは襟先に紐がついて居り、又右襟(鎌倉時代以後は襟の後に)に紐があつて、之を結び合して襟を合すこと、縫目(正面中央、袖括奥の縫目、背の縫目)に菊絞といふ房が二つついて居ることである。この水干は藤原式的位置に襟紐を結んで居るのである。袖括は後世白括紐二本を用ひるが、平安朝の民間の衣服であるから、自由であつたであらう。地質は色目文様と共に不定である。
第三一圖 諸司小忌 これは官中に行はせられる御神事に参列の有位の官が東帯の上に着する衣で、形状は布製垂頸袖一幅、廣袖で而も袂の下を開いて居り、そこを紙捻や水引で縫つて居る。一面に白粉張とて胡

粉を以てかため、その上に山藍の汁で襟には藤と鳥、胴と袖には梅と柳の折枝の指り文様をつけて居る。殊に右の肩には紅紐といつて黒と赤に胡粉で蝶鳥を指つた網代組の紐が二本綴ちつけられて居る。これを小忌の紅紐といふ。小忌衣は上代の染色の名残であつて、大正の御大典にも洛南八幡の藍で青摺をされたのである。

第三二圖 私小忌 これは袂縁着になつて居る小忌で、國司を兼ねた衛府次將、佐、神祇官、忌部氏、大膳職、主水司、造酒司などが着用したもので、私に調達するからこの名がある。白布白粉張龍鱗に鳥の文様がある。

第三三圖 青摺衣 青摺衣は山藍の葉の汁を以て摺込とし文様をつけた衣といふことで、前の二種の小忌衣も亦共に青摺には相違ないが、特に青摺衣といへば舞人の青摺衣をかくいふので、これは賀茂社のものである。白布白粉張に桐竹鳥の青摺で、紅紐も左肩に蟻結の黒紅の紐がつくのである。

第三四圖 直垂 直垂は垂頸、一幅半の袖に胸紐のついた上と、切袴とから成つて居る。袖の下には藤と鳥の短紐がついて居るので古いのであるが、室町時代には袖付の所や、背の縫目、袴の前、袖括などに紐を結びかためた菊絞がつき、又公家用の直垂には狩衣水干と同様に袖括がつくこととなつた。これは近世の公家用の直垂である。直垂の地質は昔からいろいろあつて色文様と共に一定しない。綾、長絹、紗、葛布等もあり、色も木蘭(経黒・練黄)桐(藍の濃いもの)など多い。袴の腰は白に限る。江戸時代には長袴となつた。

第三五圖 鐘直垂 鐘直垂は鐘の下に着する直垂で、普通の直垂と異なる點は、袖口が小で袖括があり、菊絞が房になつて居る點で、袴も下に括紐があつて、絞るやうになり、それに腰巾もついて居るのである。地には鐘、綾、金襴等美を盡した。これは足利義輝が毛利家へ與へし直垂といふもの、模造で菊絞は右の襟の縫目に二つ、左に九つついて居る。

九萬二千の軍神、勸請の意であるといふ。又背面の蒙古裝束(伊吹蘇石氏蔵)所載の竹崎季長の鐘直垂の模造で、袖括が色替りである。

第三六圖 素襦 直垂の下に大紋といふ服があるが、これは直垂と形は同じく、唯布單で、定紋がついて居ることだけが違つて居る。その大紋と同様に胸紐菊絞、露を全く革でしたものが素襦である。室町時代には直垂は武士の高級な禮服となり、その下に大紋、その下に素襦があつた。素襦は時として地紋もあるのがあつたが、直垂大紋には地紋はない。江戸時代には直垂大紋素襦も長袴となつて、大奥の大禮服と化した。これは素襦で江戸時代のもの、黒地布で定紋あり、革の胸紐、菊絞、露がついて居る。

第三七圖 唐衣 奈良朝天平二年より行はれ、女官晴装束の最上に着る衣である。元は袖のない肩衣式のものであつたが、藤原時代にこの形状となり、その盛時には、まだ内懐に紐もあり、袖口には置口もあつたのである。袖で中古は織物(錦、唐綾、綾等)を着るには勅許を得なければ着られず、一般平絹が用ひられ、色、文様は自由であつたが、江戸初期より漸く階級位階職掌によつて地質色目文様が一定されることとなつた。又桃山江戸初期には、その襟も一時變形され、襟の最上部が三角に化したこともあつた。その近世の法則等は拙著「新修有職故實」を参照されたい。(六三圖参照)

第三八圖 裳 上代の裳から變化したもので、平安初期には、まだ奈良朝式の裾が残つて居るが、平安朝の三條天皇頃に服飾の形式が大に改まつて、裳の裾が縮小し、従つて、背にのみつけることとなり、裳の腰(紐)は飾となつて引腰といひ、唯曳きすることとなり、別に小腰がついて、これを前へ廻して體に括ることとなつた。裳の本體は八幅で、その一幅一幅が縫目を表に見えりやうにし、次には内へ入れ込み、又次に裳へ見せるといふ風に交互になつて居る。藤原時代には裳に綾平絹等があり、大腰(上の腰にあたる所)や引腰には兼に霞の浮文様が多か

つた。又小腰は藤原時代には極細い紐であったが、鎌倉時代には少し幅太くなった。尚ほ特に注意すべきは室町時代末から小腰は一時混びて、帯といふものに變り、大腰の兩端に垂直に結びつけ、之を肩の上から前へ廻して前で結び、その重みで裳を釣ることとなつたのである。而して懸帯は唐衣と同じ地質を用ひる。よく畫には藤原時代の姿に懸帯を描いてあるが、あれは大なる誤である。又桃山時代頃から唐衣と同じく裳にも、階級職掌などにより地質色目文様を異にするに至つたが、これは拙著新修有職故實に譲つて置く。(六四圖参照)

第三九圖 表着 女官正裝略装の時に、唐衣或は小袿などの下に着るもので、袿の最上の衣である。垂頭角袖廣袖の衣であるが、裏の裂が表へ三分ばかり出ることがありと稱して特色のあることである。中古には地質色目文様など自由であつたが、近代は唐衣裳同様に法則がある。而して、昔の打衣、袿、單、すべて同じ形式である。但し單は袖丈共に寸法長く且つ單で、文様は袿に異なつてゐることは、特色である。第四〇圖 小袿 女官略装の場合最も表に着るもので、形状は表着と同様であるが、表裏の裂の間に中陪といふ裂があつて、おめりが三重となつてゐる。藤原時代には五重のこともあつた。地質は唐綾、綾、平絹等あり、色目文様も自由であつたが、近世は法則がある。第四一圖 袴 女官の着る袴は長袴で、大略正倉院下袴や大口袴式に片方で切れて、腰が二本あり、頗る長い。古くは平絹綾があつたが、近世精好地給で絁である。中古文様のあることもあつたが、これは一時のことであつた。外出には、これを短くして履くこともあつた。上に上差腰の先に立敷形の赤紐の紐がある。

四、國風全盛時代 (戰國時代より江戸末期)

第四二圖 肩衣 半切袴、戰國時代に素襖の袖を除いて素襖の次に位する禮服が出来た。肩衣これ、これに袴が附屬してゐる。これは半切

袴で丈の短い袴である。この地質は色文様と共に不定であるが、江戸初期までは緞子、縞子などで文様の華美なものが多かつた。

第四三圖 肩衣長袴 (長上下) 肩衣は寛永になると、自然に腹部にあたる處に出来た襷を上へ廻して、本圖の如き形式となり、而も肩の邊は江戸末には曲線を描いて寫眞の如く鷗立立といふ形になつた。江戸時代初期から麻地無地や小紋が流行し出し本寫眞のは正にその小紋である。第四四圖 羽織 京都豐國神社藏の秀吉公の羽織で、地は靑金色の紋紗綾で裏は紫平絹で、紋は菊桐の五所紋の刺繍、襟は紋緞子の唐花文様である。羽織としては本邦に之より古いものはなからう。

第四五圖 肩服 關保之助氏藏の蒲生氏郷の肩服といふもので表は紺緞子に雪持柳の繡、裏は薄紅梅の繡、袖と襟は唐織で、羽織としても又陣中に着たものであらう。丈曲尺前身三尺三寸、後身二尺九寸五分である。第四六圖 袖無羽織と袴 肩衣と同じ意味で袖無羽織が起つた。羽織は元來十徳を簡略にしたものである。而して十徳よりも一段低い服とされたものである。十徳は素襖の一段下の服であるから、羽織に至つては體服と目することは出来ないもので、最初は茶人、俳人などが着て、客が來れば脱いだ服であつたが今は客が來れば着なければならぬ體服に昇格したの、不思議である。これは桃山時代の槍持や馬の口取などの着た袖無羽織で、袴は下の小袖の裾を帯に挿むから、同時にまくり上げられたものである。因みに桃山時代の袴には背板なく、(折目)も放射して居らねばならない筈のものが、折目が中央に集中してゐるなど、愛に風俗の誤がある。

第四七圖 陣羽織 陣羽織には袖のついてゐるのと、ないのとがある。これは袖無の方である。具足の上に着るだけに、襟が付き、肩が一直線となり、紐が付き、ぶつさきになり、襟に縹形あるなど、さまざまの特徴がある。地は羅紗で、色は茶色、背に大きな定紋がついてゐる。

第四八圖 編織羽織 江戸時代寛永頃からこの種の丈短く袖長い羽織が前髪ある男に用ひられた。これを編織羽織といふは編織の形に似たからの名でこの文様は寛永頃特有のものである。羽織の紐はくけ紐である。

第四九圖 小紋羽織 天保頃の龍紋の小紋羽織である。中期から羽織もかく角袖となり色は鼠色である。その紐は殊に面白く、割が大い。

第五〇圖 火事羽織 明暦の火災から起つたもので、これは江戸末葉のもの、ぶつさき羽織と、胸當と當帯と三つあり、地は葵繪織(色は茶色)黒絲の紐がある。背袖にも縫紋がある。

第五一圖 具足下肌着 戰國時代の甲冑の變革に伴ひ、江戸時代には、その下着に肌着が鏡直垂の代りに用ひられた。これ即ち本品で麻布、天鵲絨の襟、袖付に菊綴の房、手口に覆輪をつけたものである。

第五二圖 印長半天 半天は江戸時代後期に起つたもので羽織を簡略して脇入紐を除いたものであるがその半天には長半天といつて丈の長いものがある。襟は通し襟で裾はなく、木綿袷表裡は紺色で、襟に記號がある。薦の者の平常着るものである。着用には之に三尺帯をする。

第五三圖 印半天 労働者が江戸で主として着たものであつて、木綿紺染で、襟に姓、背に大紋を染めてゐる。

第五四圖 合羽 合羽の一種で河廻し合羽或は坊主合羽といふ。西班牙の宣教師などの著たカバの形状を模して作られたもので、表裏木綿で、表は大綿、内に桐油紙が入つてゐる。三度飛脚の率領や旅人の着するものである。

第五五圖 袖合羽 寛文頃から起つたもので、雨中傘を持つて着る。本品は襟裝束は羅紗、地は靑色葛布で、大小さす穴がある。江戸末期のものである。

第五六圖 長合羽 武士、醫師、僧侶、富豪などは雨中に長合羽を着る。これはその一で、地は花天鵲、頗る至つたもので、襟は黒羅紗である。

第五七圖 袴 江戸時代末葉の民間の袴で、相引袴の低い特徴が知ら

れる。尤も武士の袴は之より少しく裾も高かつたと思ふ。地は茶葉平で、裏に萌黃の羽二重がついてゐる。中期以後には縞文様が多い。

第五八圖 輕衫 西班牙語のカルサオから名づけられたもので、袴の下が脚絆の如く上下に紐がついてゐるものである。

第五九圖 モンベ 衣服の上から穿いて専ら歩行に便するもので東北地方ではモンベといふ。京洛地方にも如の鈍などが履いてゐる。

第六〇圖 前垂袴 前垂は桃山時代から婦人に用ひられたが、江戸末葉には前垂袴と稱して一見袴を履いてゐるやうで、實は前垂のものが出来た。本品は即ちそれである。

第六一圖 パツチ パツチは朝鮮語である。男子の足に履くもので、田舎は勿論労働者、市民も寒中に着る。木綿製である。

第六二圖 銀座札差衣服 男子の小袖即ち和服中でこれ以上のものはなからうといふ豪華な一例に札差の衣服を出した。札差は旗下の土の扶持米をとる世話をする外に蔵の現米を賣り拂ふ口銭や、來期に受取る米を擔保として金を貸すなど高利貸のやうなことで大なる収入があり従つて豪者を極めてゐたもので、これは舶來更紗を衣服としたもので、世界に於て更紗を着るは獨我國のみであるといふ位な贅澤なものである。

第六三圖 唐衣 唐衣の桃山時代より江戸初期に至る時代のものであつて、前述の如く襟が三角になつてゐる。この仕立も襟が別に縫目を外に出して縫はれてゐるなども本品によりて知られる。

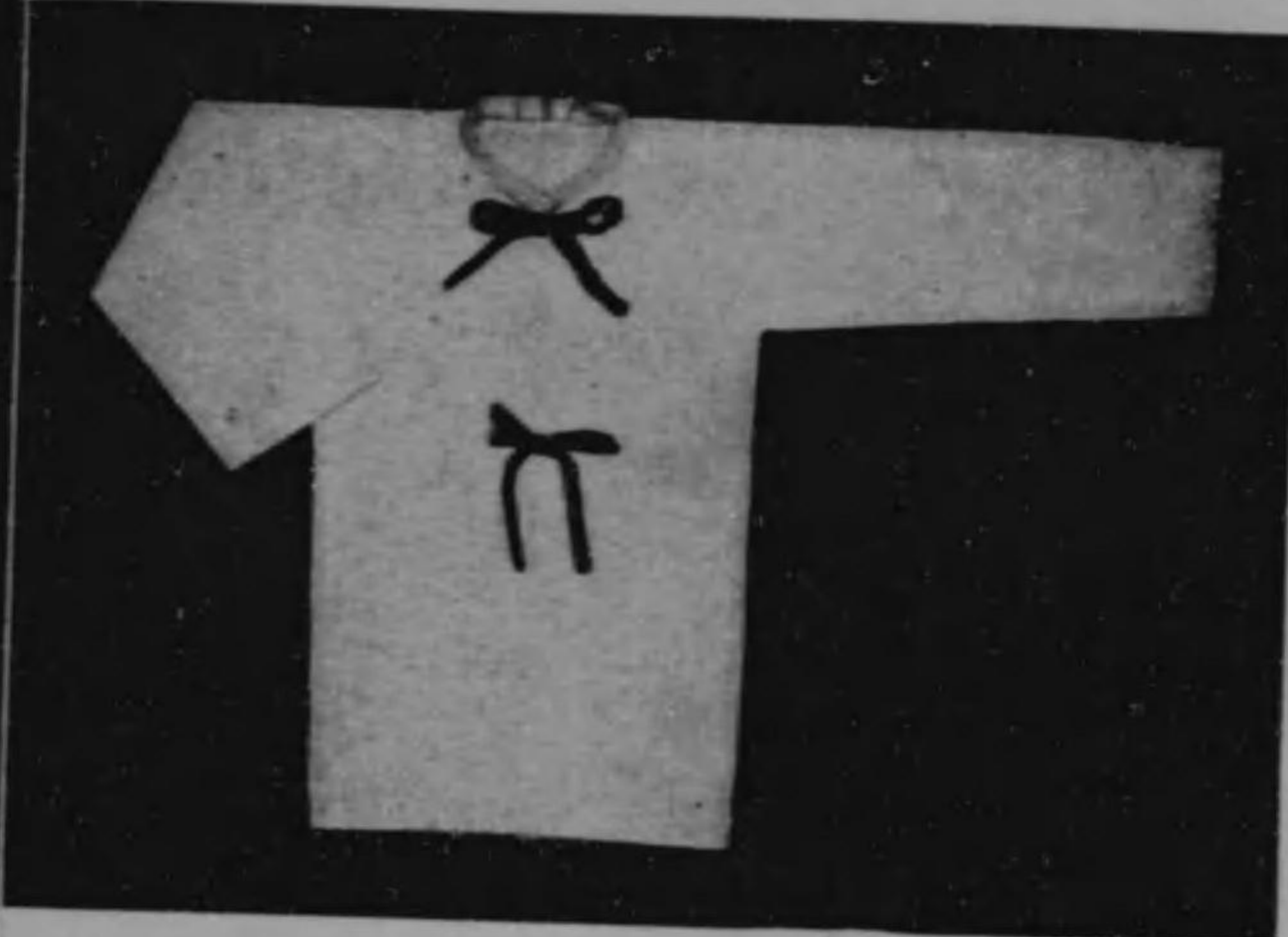
第六四圖 裳 裳についても前述したが、本品は小腰が掛帯と稱する唐衣と同様の地質となり、その上に別に刺繍を施されてゐることも分る。これは古き雛の衣裳を模倣するところである。

第六五圖 掛衣 近世女官服の一種に采女裝束がある。この裝束の最上には唐衣に當る掛衣(一名襦)がある。單平絹水色で胡粉の蝶の文様がある。又青海波を描くこともあつた。關司の女官服も同じい。

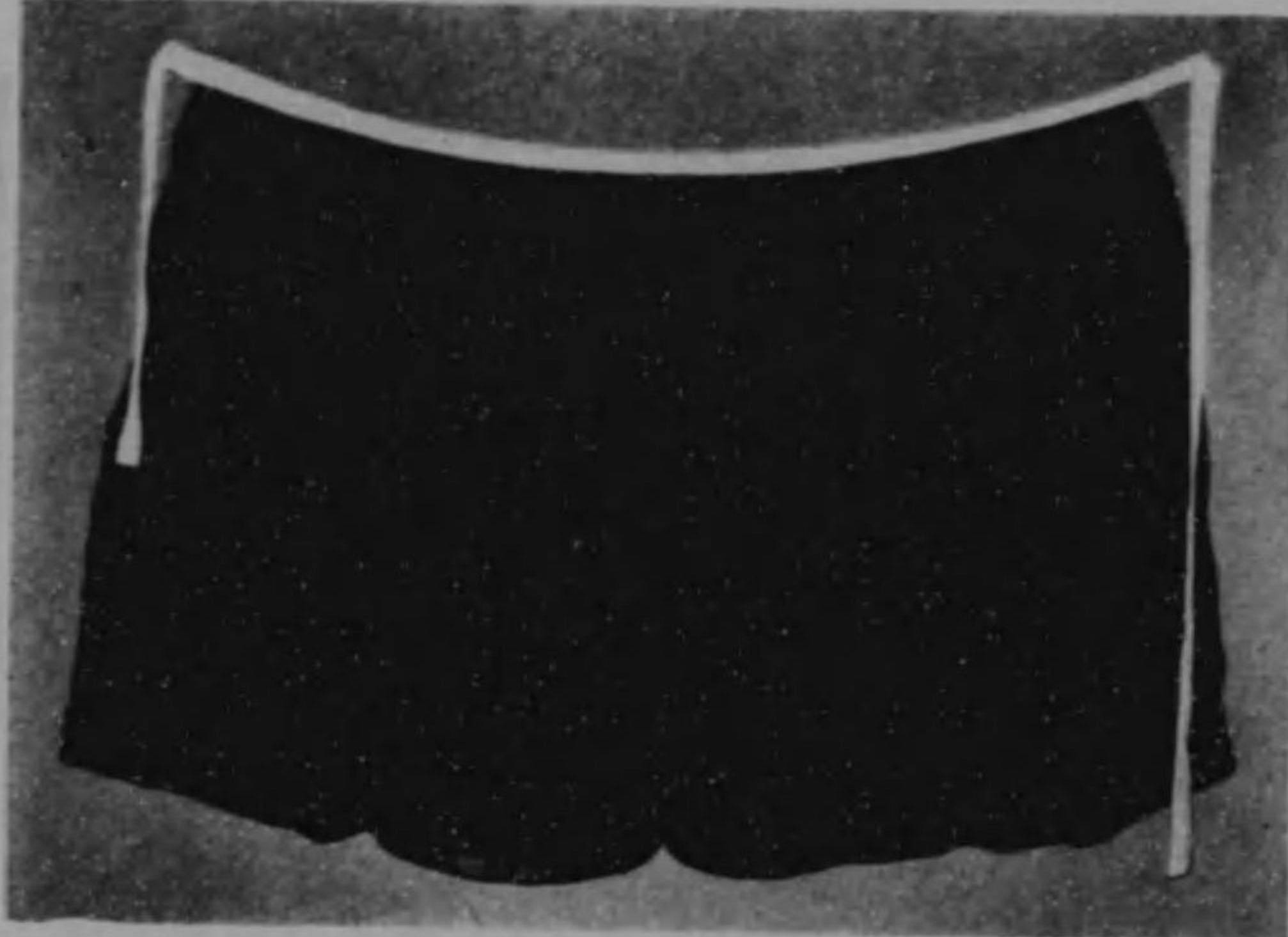
日本各時代
服飾大観
附圖



禪の代上 圖二第



帶上衣上代上 圖一第



裳の代上 圖三第
衣上朝良奈 圖四第



袴表朝良奈 圖五第



第六六圖 繪衣 前記采女の衣で白羽二重に顔料で、松、椿に重文様を描いたものである。(右二品京都大聖寺藏)

第六七圖 被衣 近世女官外出には必ず頭に被つたもので、襟低く一種の形を呈してゐる。若き人には振袖もある。地は夏冬共に絹地で紺、中央に水色緋の松皮菱の筋に同色の紋が散つてゐる。これを被るには笄を前髪にさして被るのである。

第六八圖 半天 女の半天である。半天は江戸末期に羽織より分化したもので、紐、脇入なく掛襟をかける。防寒の衣で無地あり縞あり、地質も種々あつた。

第六九圖 被布 合羽から變化したもので、黒天鵝絨の襟を大きくし、之を折り返して着る。女では大名隠居或は少女等、男子は茶人俳人が着た。

第七〇圖 小袖 桃山時代の小袖の逸品で、山口子爵家御所藏のものである。(俗に天文時代といふは怪しい)襟長く袖短く袖口小く袂丸く袖先細く、裾先低く如何にも古式の形状を示してゐる。地は繪子で鹿子と摺箔と刺繍によりて緻細なる文様が出されて居り、その文様の配置なども斜になり、桃山の特徵を示してゐる。

第七一圖 肩襦 これは肩襦と稱するもので桃山時代の小袖である。前述の小袖とその形状が似てゐることに留意せられたい。文様は肩と裾とに集圓してゐる。丹後浦神社の寶物である。

第七二圖 享保頃の袖 享保頃の袖である。衣服の形状が身幅が狭く裾が出来たことが第一の相異であるが、文様が一面に散布されて併もその大きさが縮小して来た。殊に同形の文様を幾度も反復することは元禄以後の特徵であつて、梅に影日向を作り型鹿子を多く出してゐることも、當時の圖案界の墮落を意味してゐるのである。

第七三圖 文政頃の振袖 これは文政頃武家の婚禮に用ひられた振袖である。この振袖は昔は婦人嫁入までの衣服である。地は白繪子の刺繍

で竹梅に鶴を文様としてゐる。この時代には又かく大手な文様が一時流行し、前の小文様の繁雜に散つた風趣は減少した。文様が昔と異り寫生風となり、而もその筆致に奔放なところを見せて居るのも江戸後期の特色である。

第七四圖 襦袢 襦袢は江戸中期から起つた下着で半服である。男子及び御殿女中は半身であるが、女子にも平常は半服もある。胴には縮緬山籠、紋り中形等で襟裡口は特に地を易へ、白、黒、その他がある。本品は襦袢、胴中形である。

第七五圖 長襦袢 襦袢の長いもの、下着である。縮緬製であるが、胴は別の文様、袖、裾は鼠色に花火の文様がついてゐる。明治初年のものらしい。

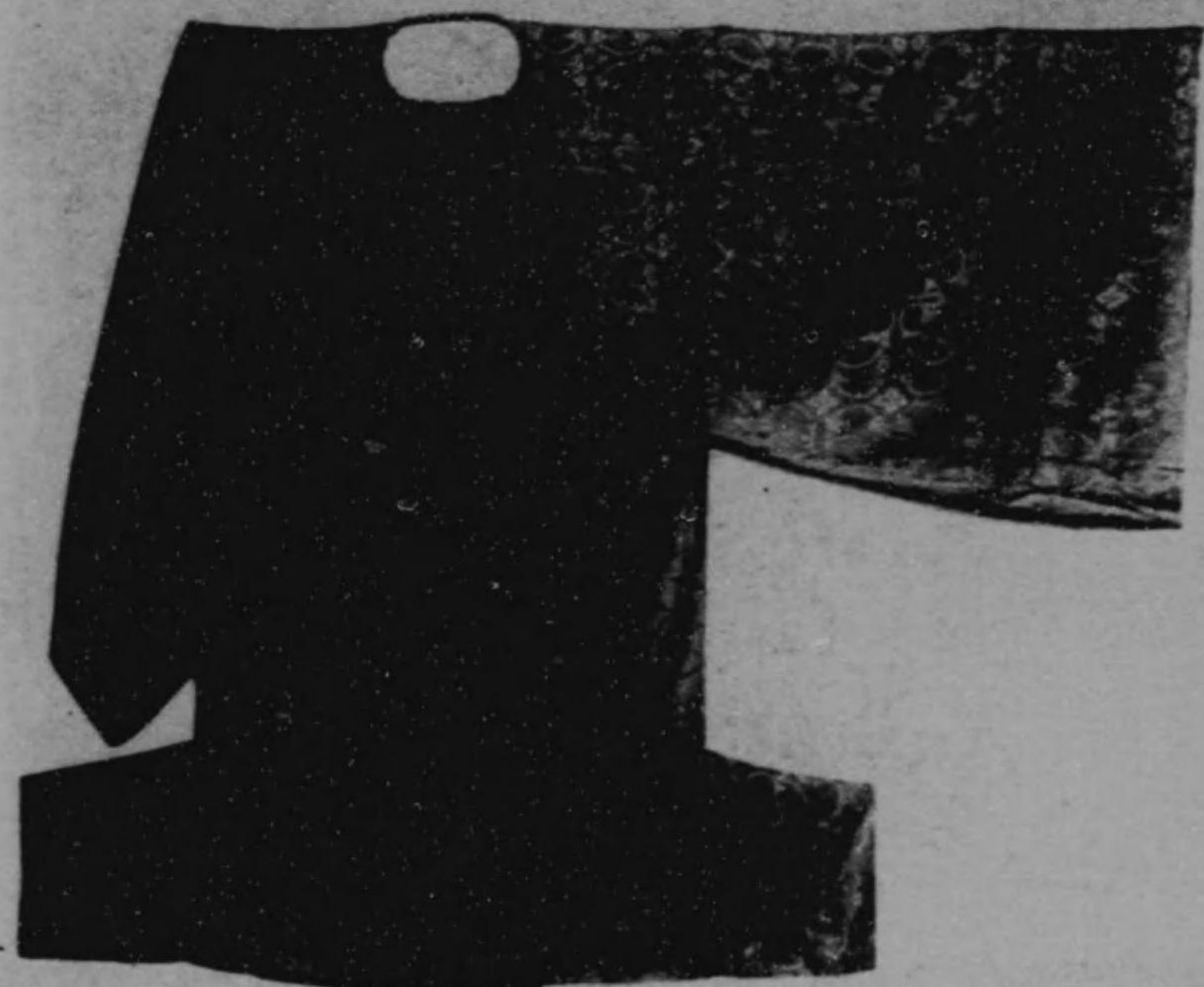
第七六圖 筒袖襦袢 俗につつ、ぼ、又鐵砲襦袢といふ、三都小民の用ふるものである。

第七七圖 袖なし 婦人が近世衣服下に着る防寒の具で、本品は緋縮緬、刺繍を施す。

第七八圖 吹上帯 八代將軍吉宗が染織の方面にも幾多の試練をしたことは有名で、かの吹上御苑に西陣の織工を招いて織らせたのを吹上織といふ。この帯は即ちそれで、京都西陣山田九藏氏の藏、長さ鯨尺の一丈五寸、幅七寸五分の畝織で紫地に本金厚手の平箱の梅鹿の浮上で、その仕立方も幅幅を二分して中に白布を一枚心に入れ、折目には一寸ばかり折込ませてるのは奇である。なほ帯の横に置かれてゐるのは、御殿女中の箱迫である。

第七九圖 小兒鬘斗目 男兒五歳の袴着に着る鬘斗目である。鬘斗目は元來腰に格子を入れるのであるが、これはかく腰に雲形の境をつけて登り龍の文様をつけてゐるところは新しい式である。

第八〇圖 小兒の腹當 三種ある。それ〴〵形状を異にしてゐる。



袍の袷代時原藤 圖〇一第

袍袷 圖二一第



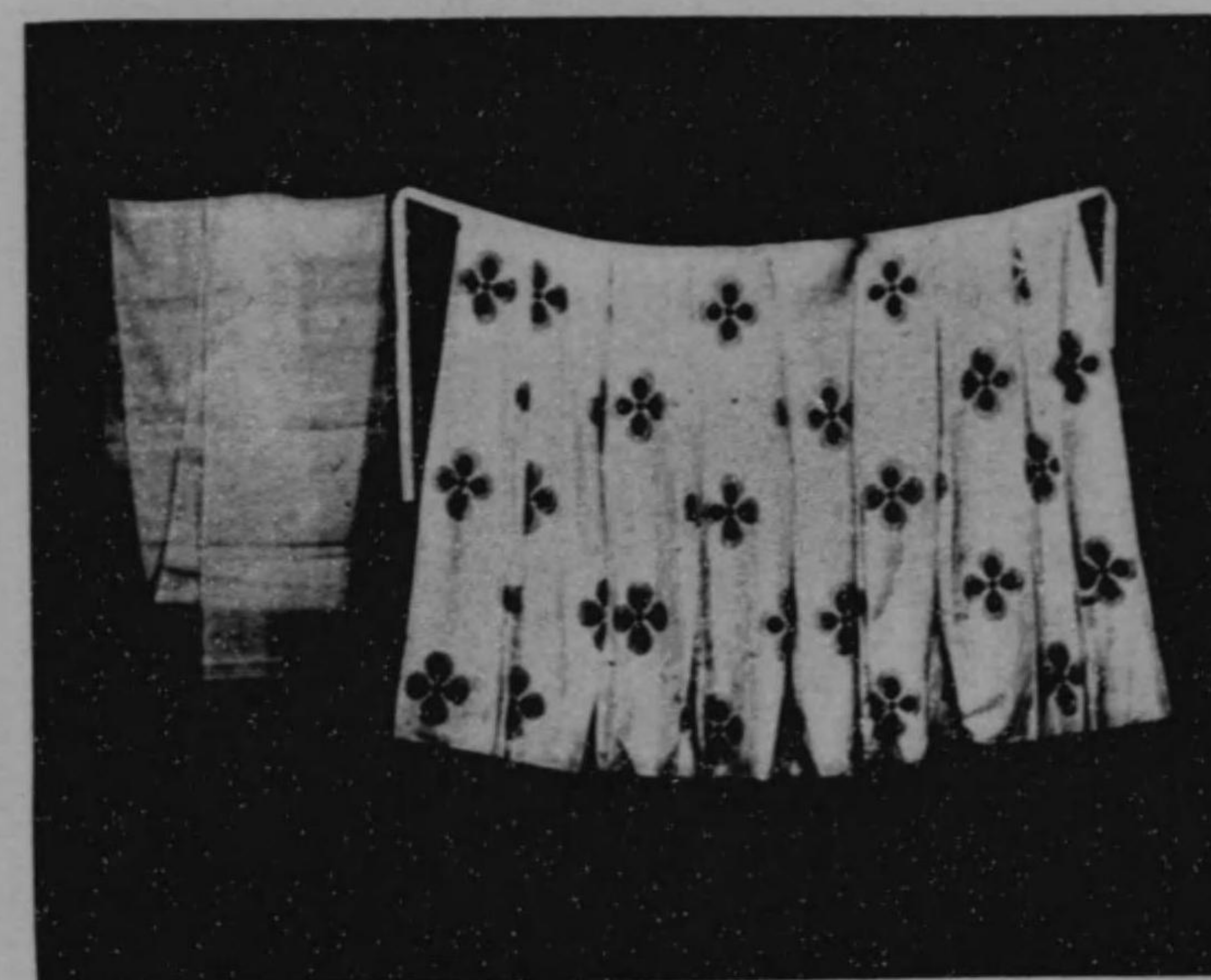
面背の袍 圖一一第



衣上子女朝良奈 圖八第

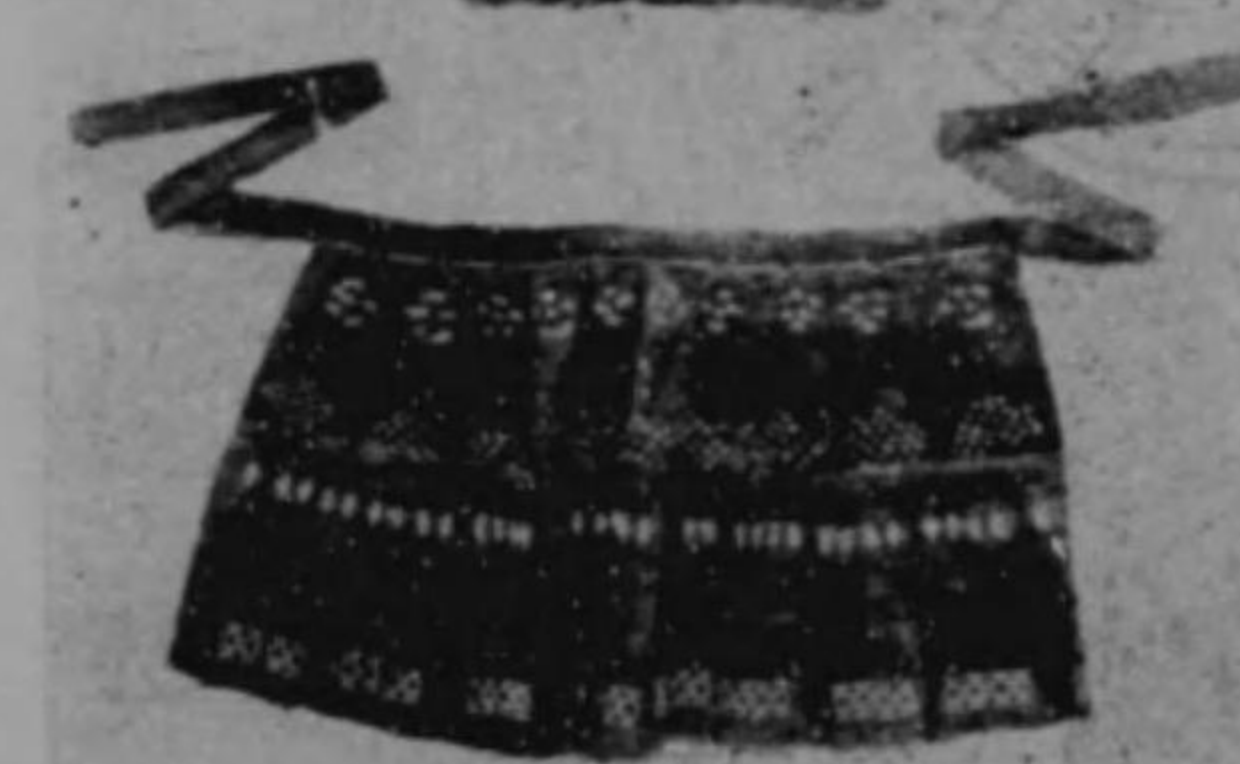


袴 圖六第



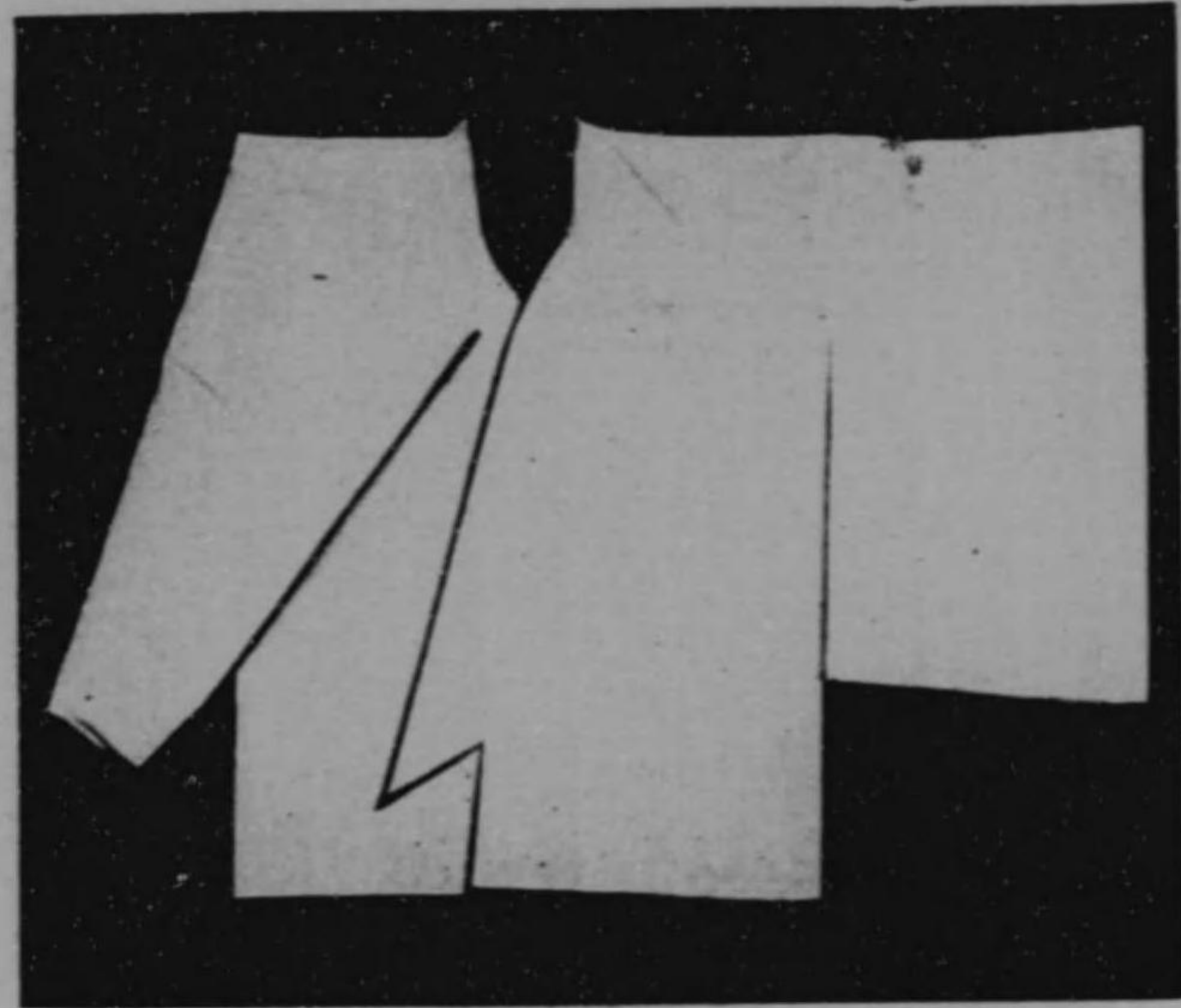
巾領と裙の朝良奈 圖九第

衣御籠袋 圖七第





和 圖八一第

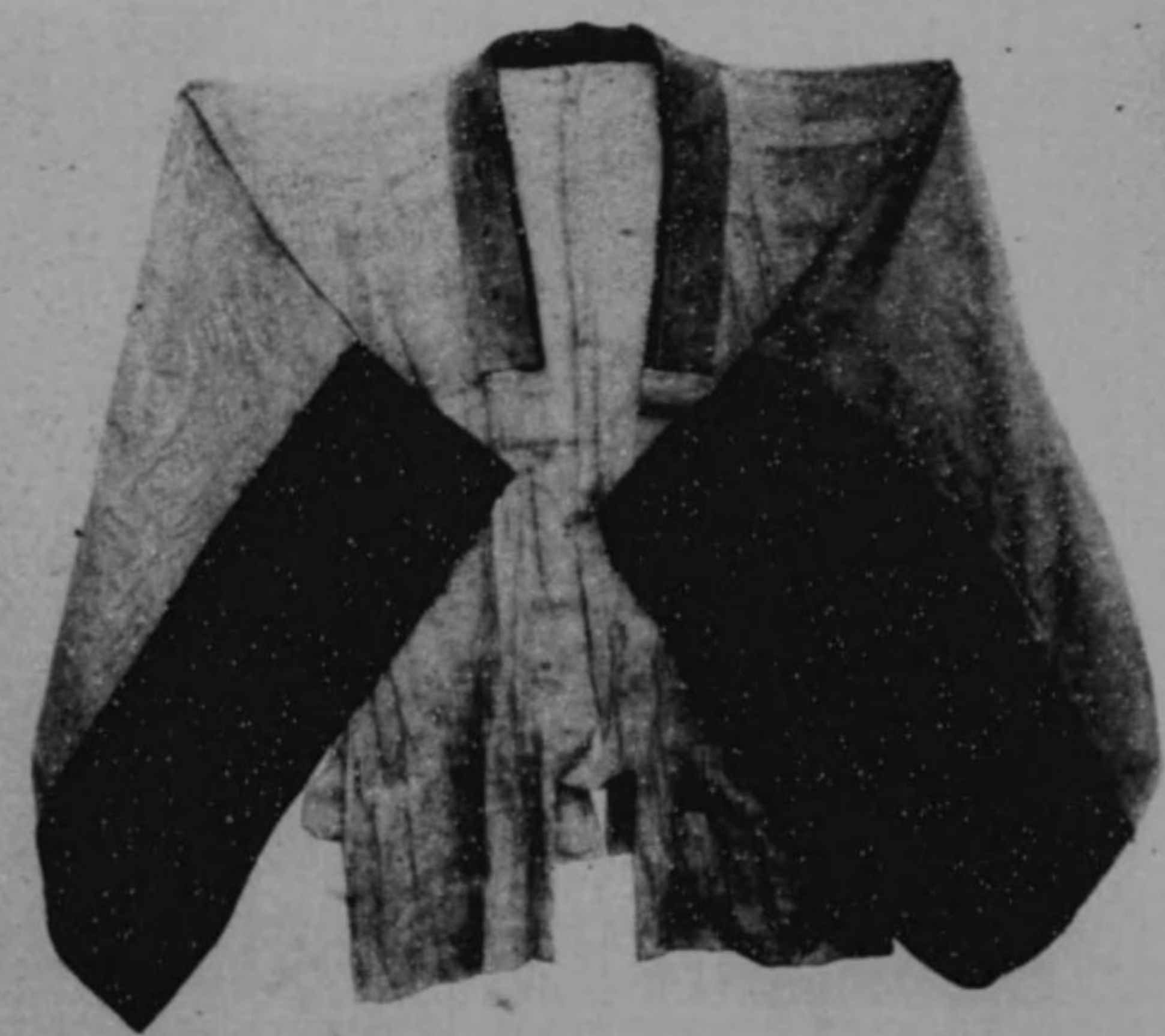


上の製下の世後 圖六一第



草 圖九一第

子帷大 圖〇二第



製下 圖五一第

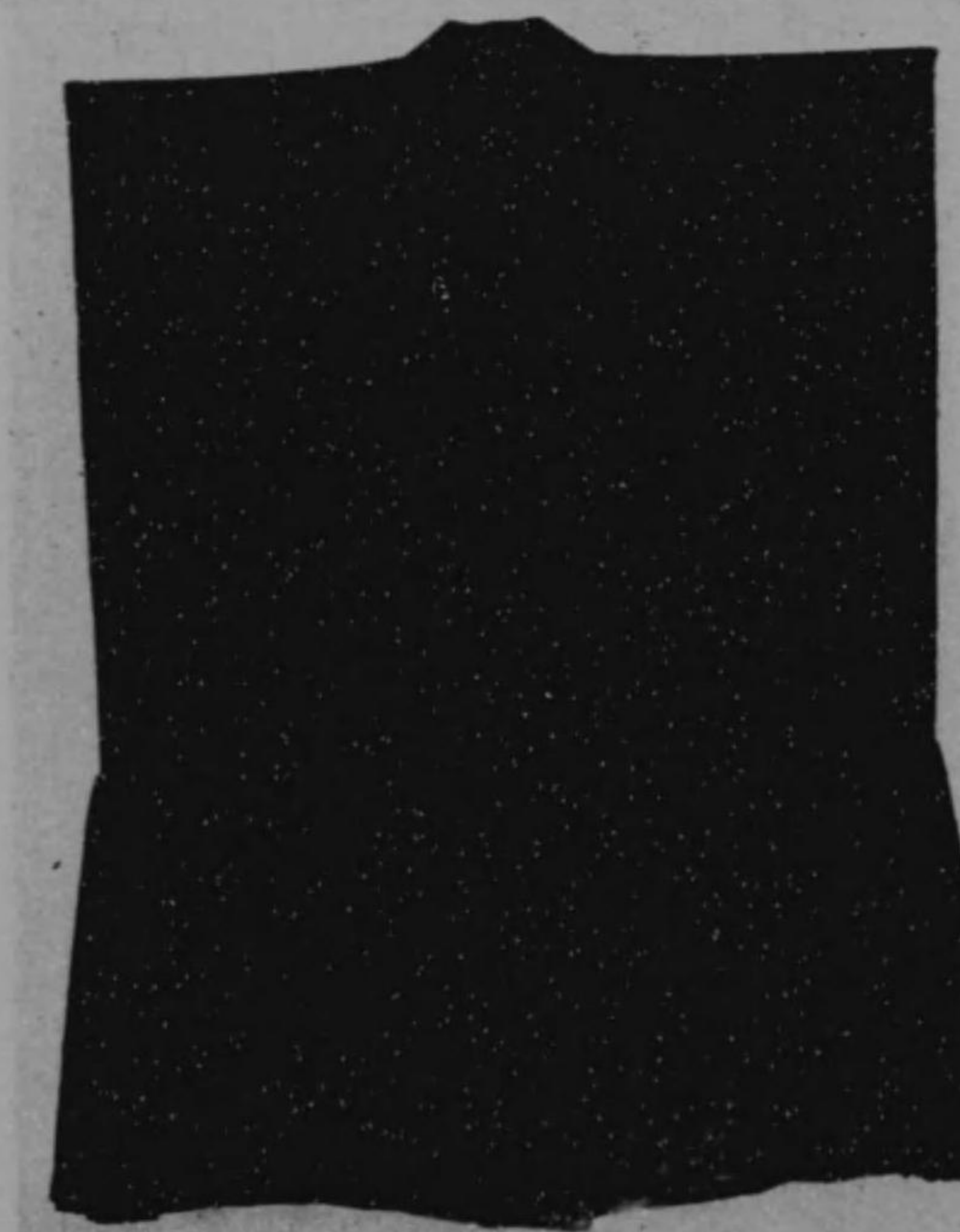
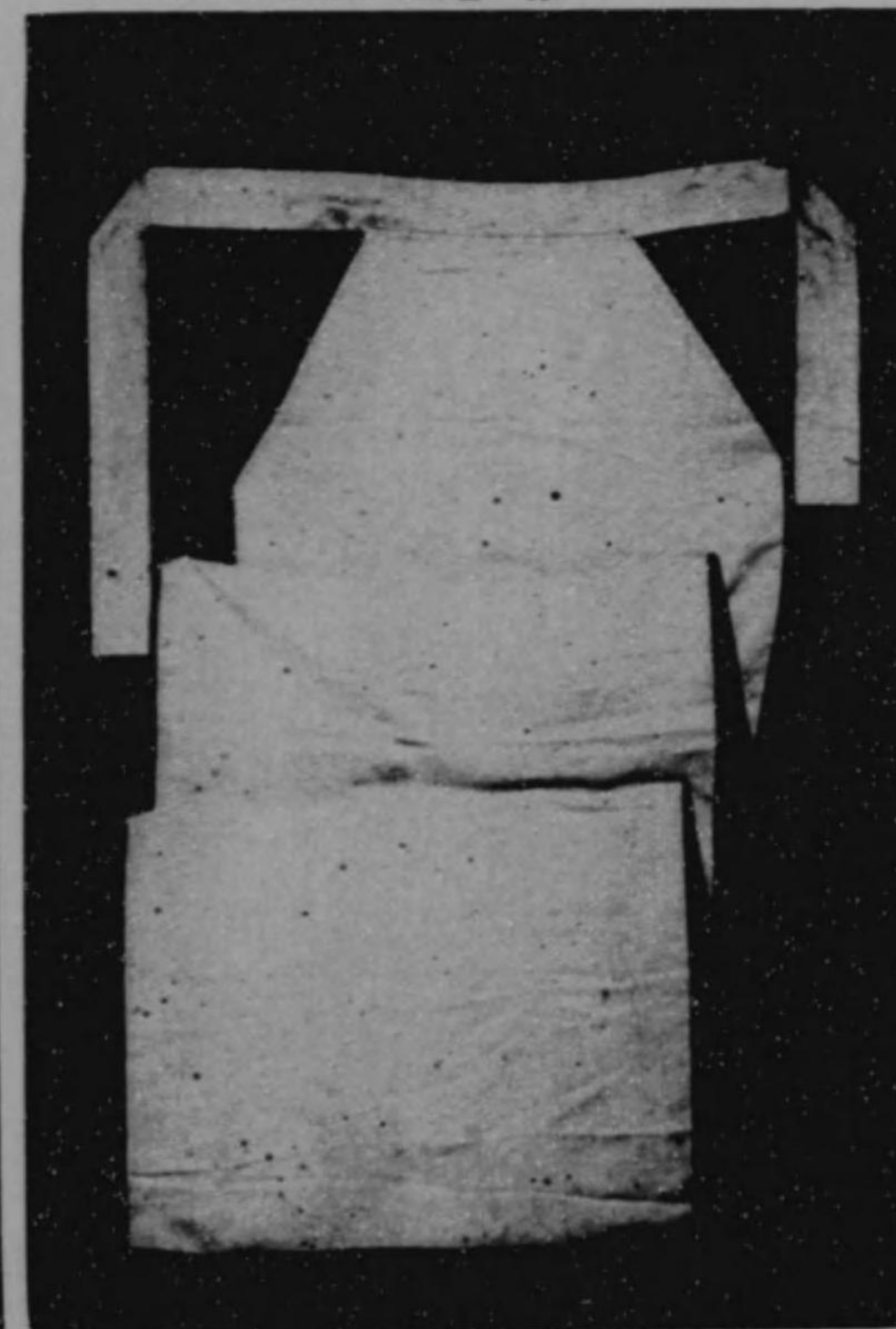


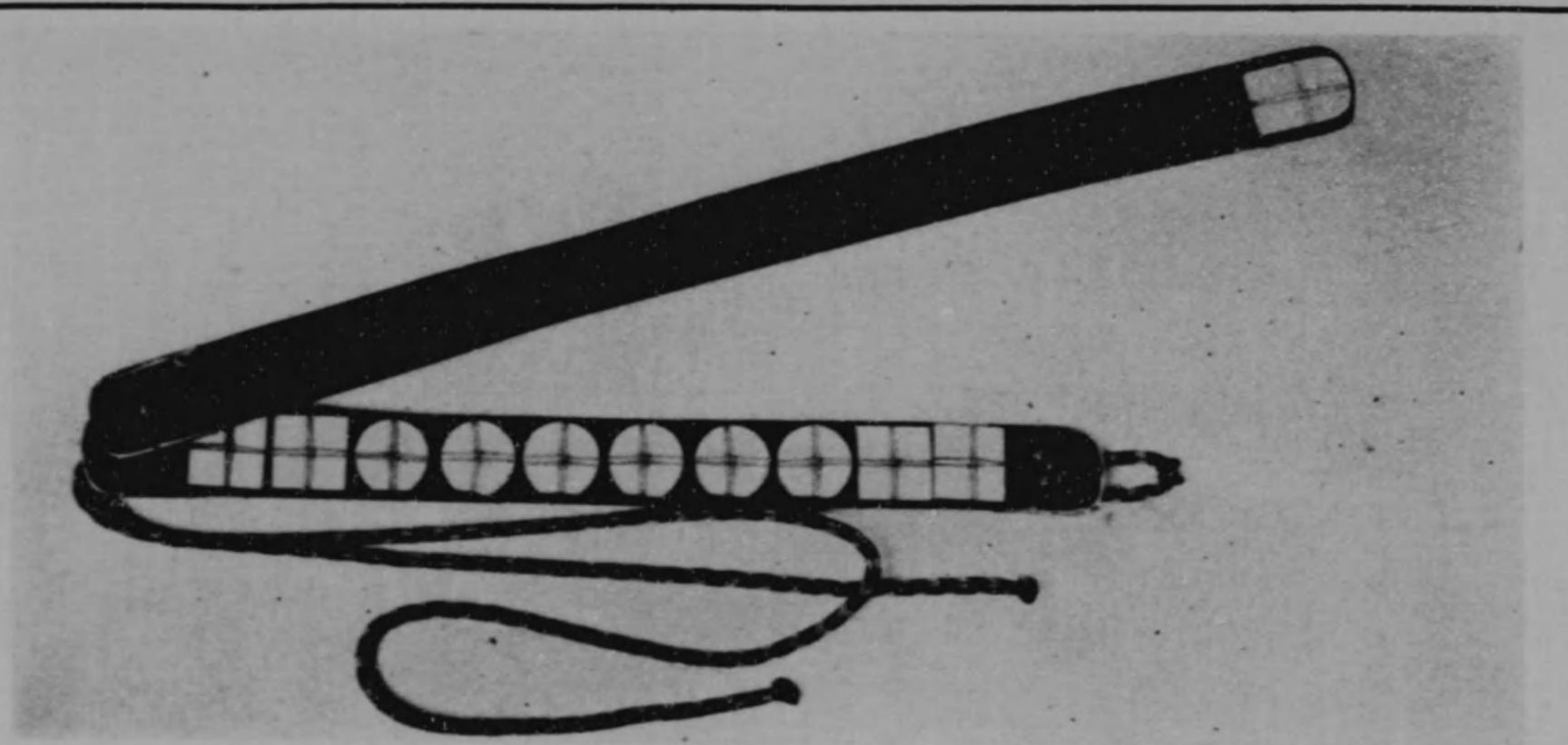
臂半 圖三一第



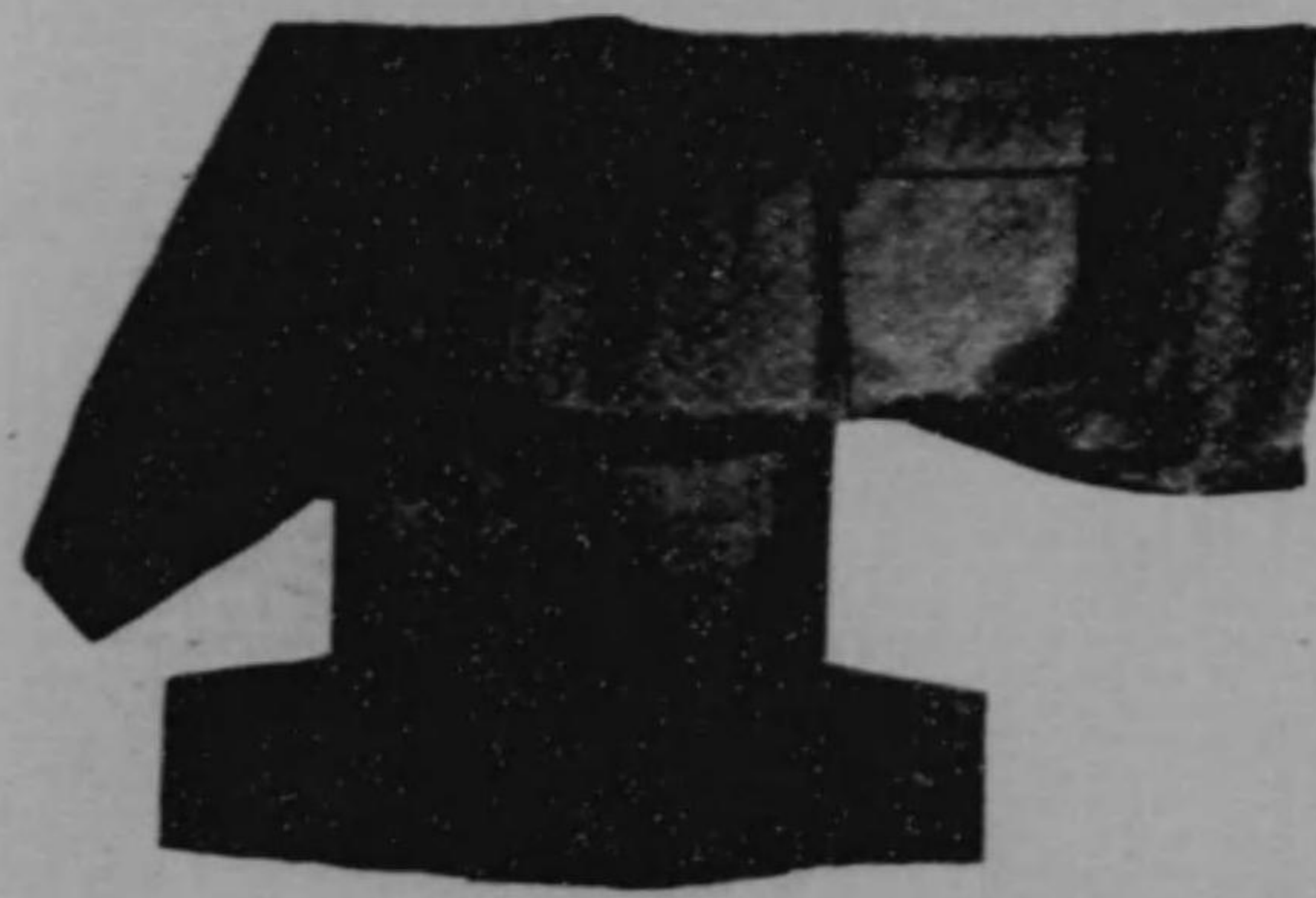
面背の臂半 圖四一第

裾の製下の世後 圖七一第



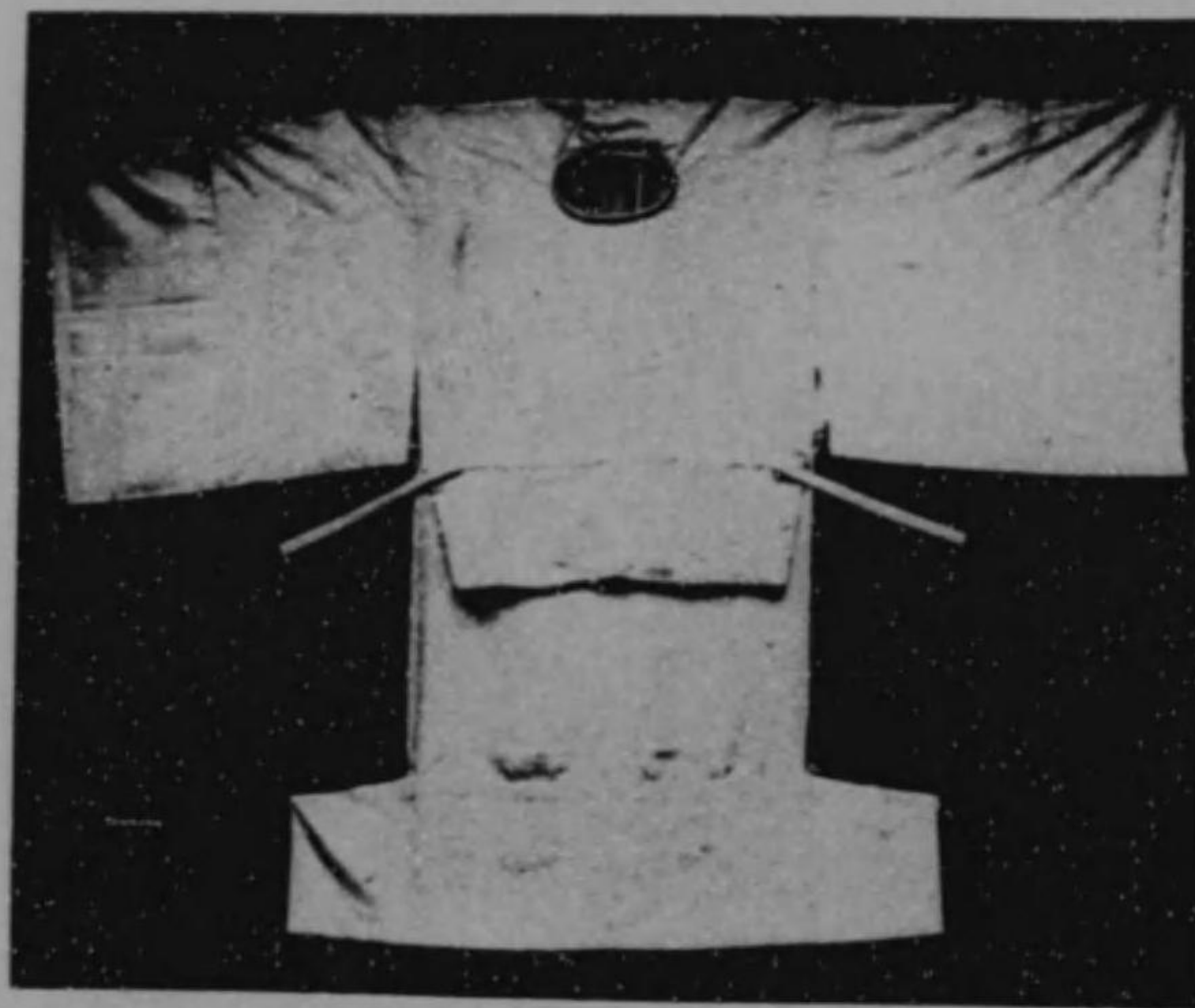


帶石の後以皇上羽鳥 圖四二第



袴 圖五二第

衣 直 圖六二第



面背の衣直の冬 圖七二第

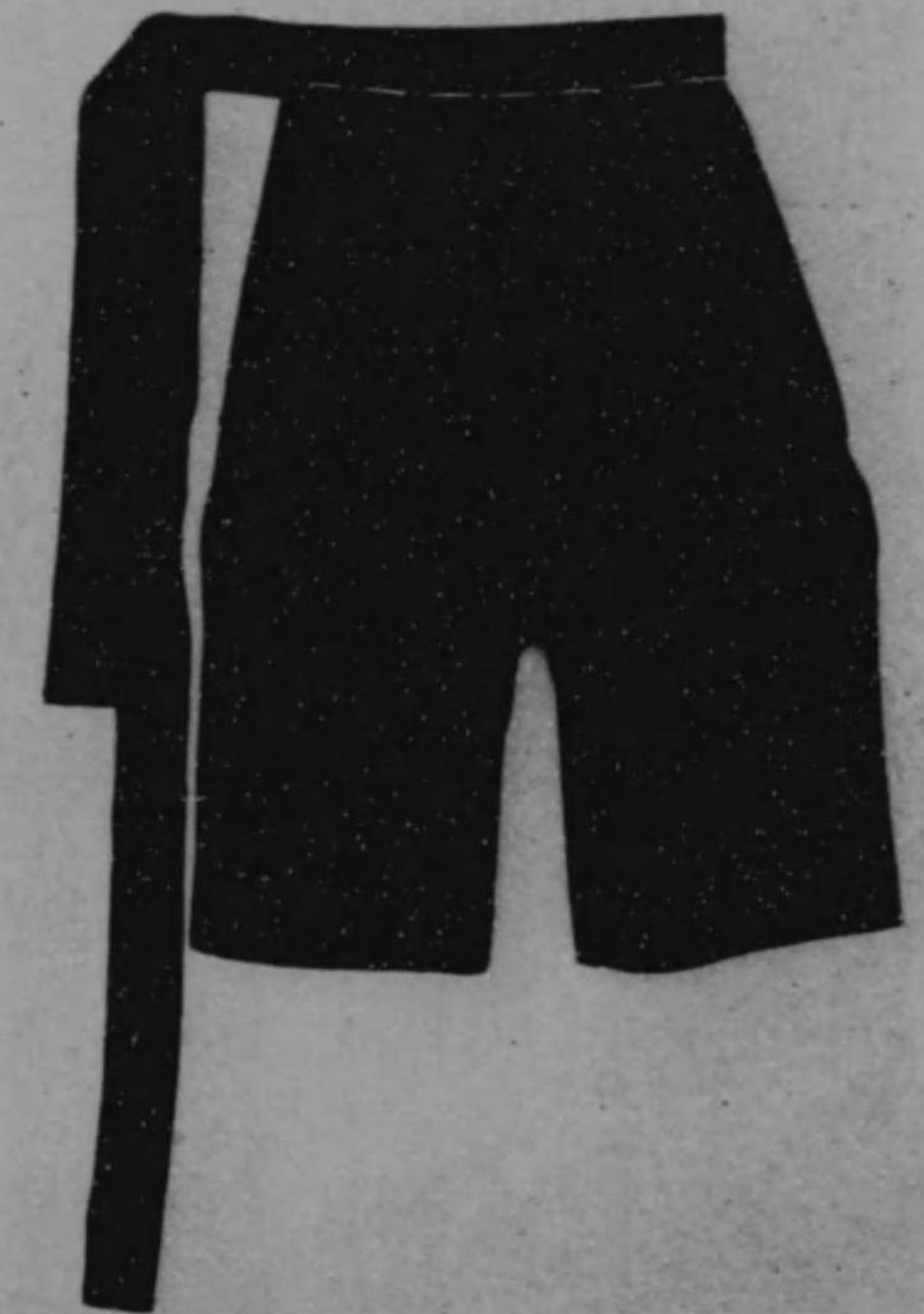
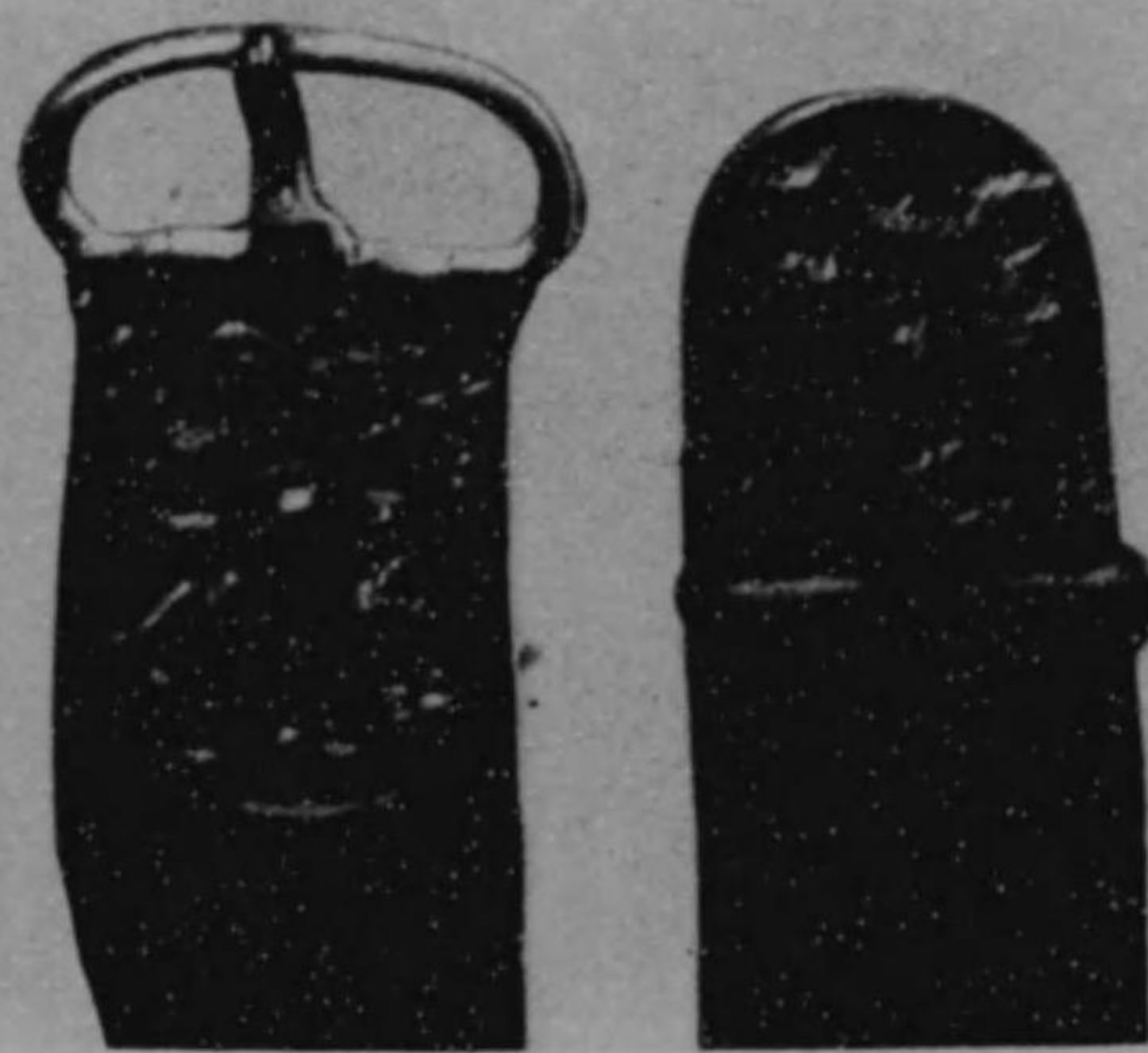


(二)の圖三二第
鈔の帶石



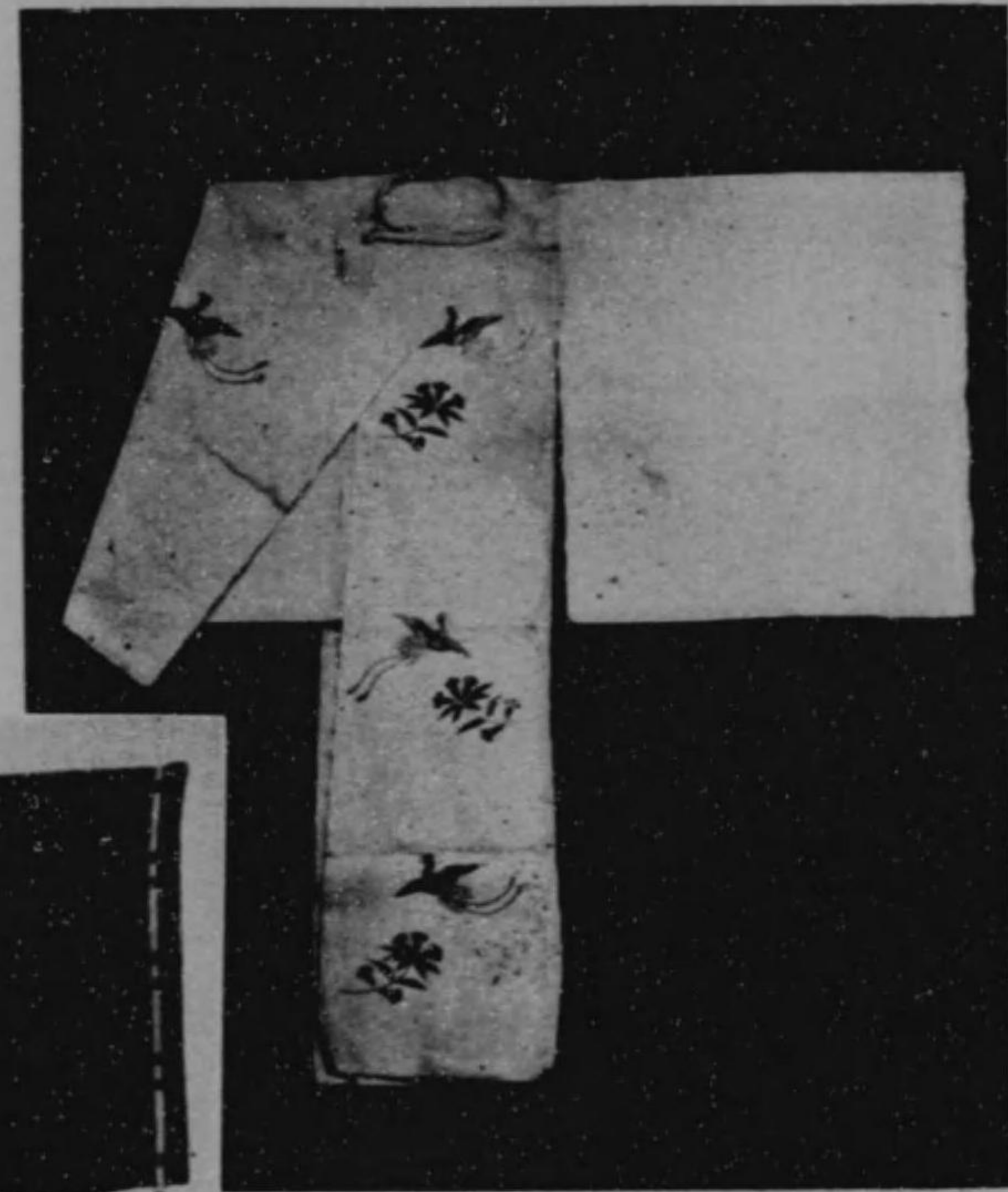
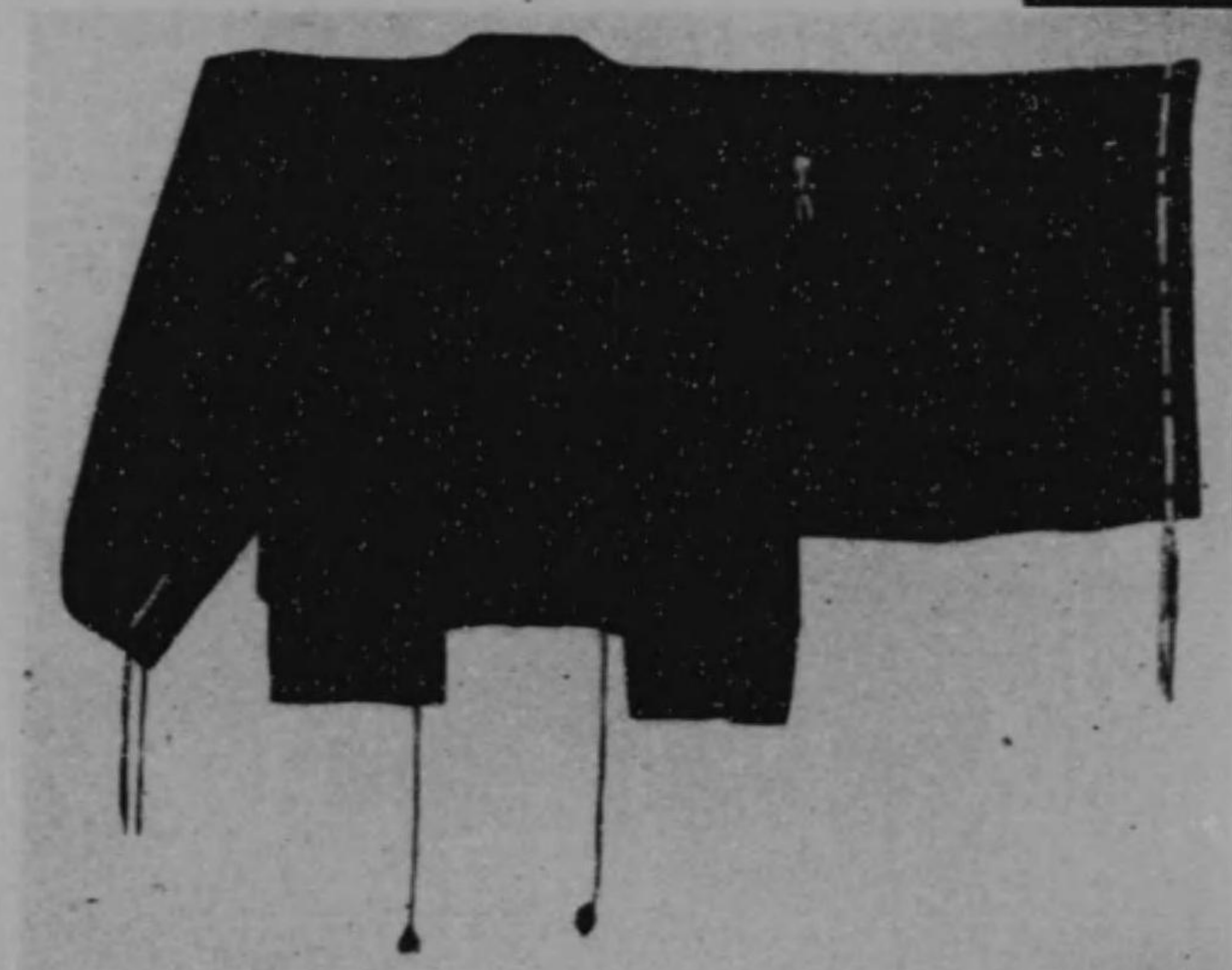
第三圖 表袴

鈔の帶石 (一)の圖三二第



第三圖 大口袴

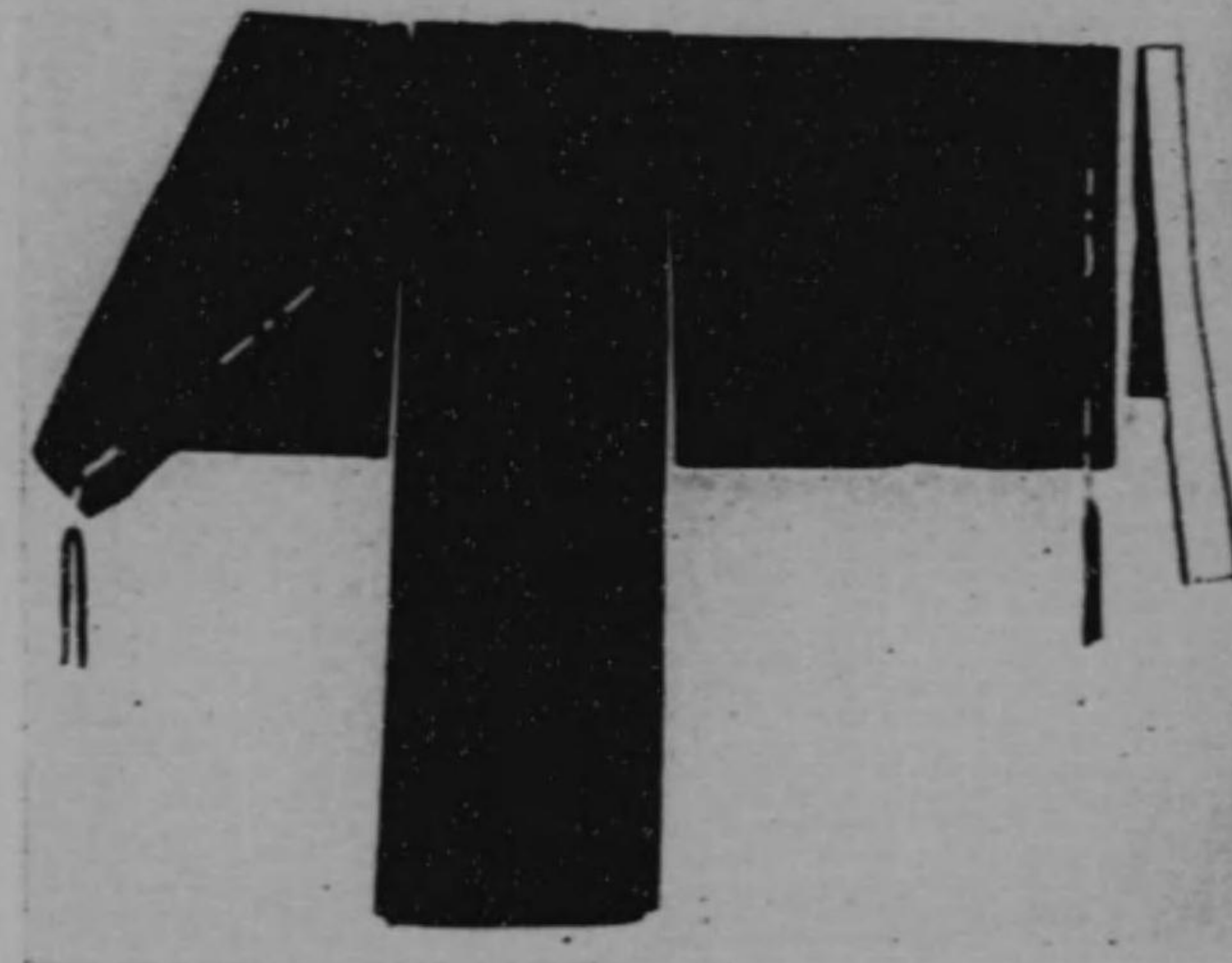
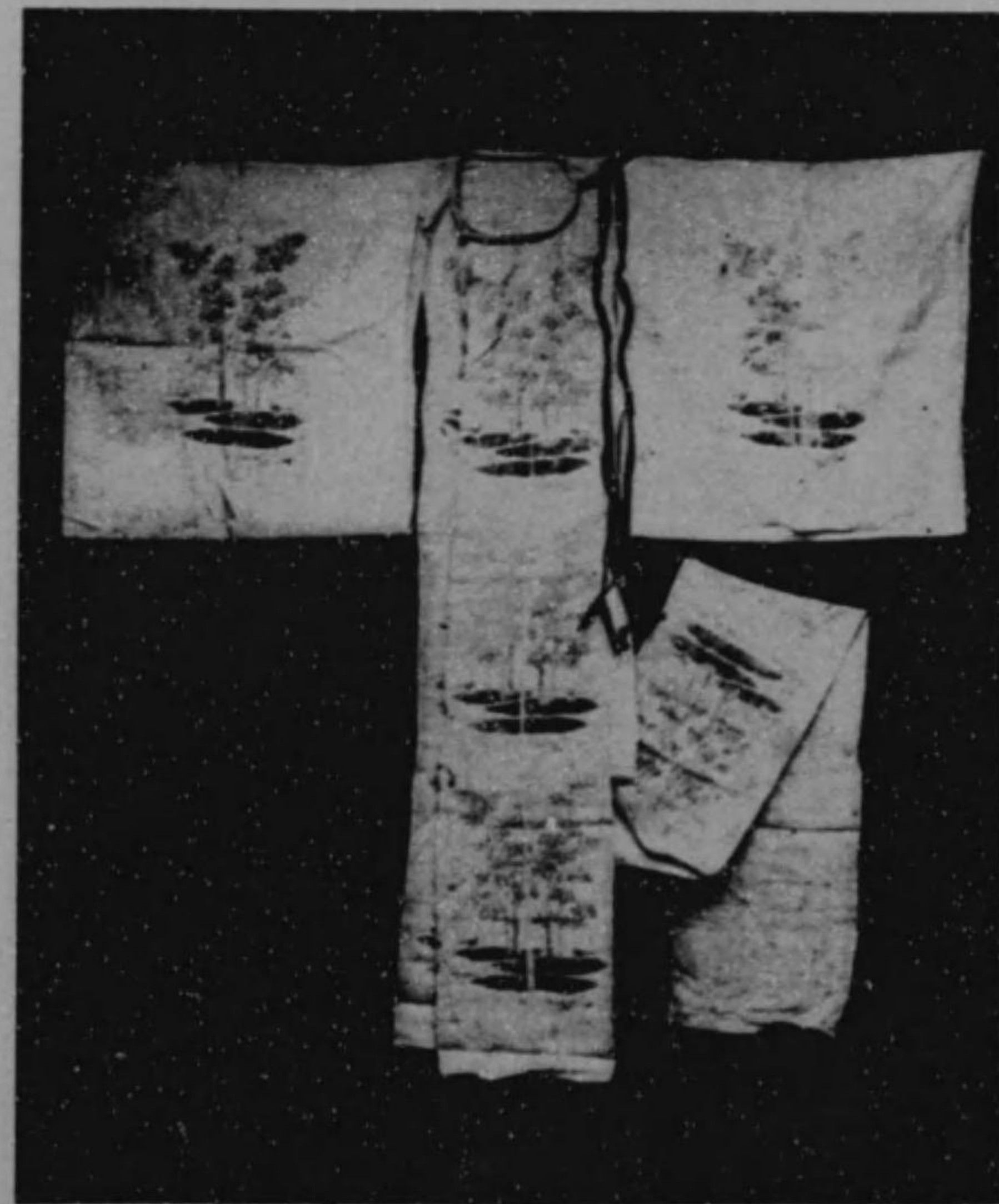
垂直 一の圖四三第



忌小私 圖二三第

衣摺青 圖三三第

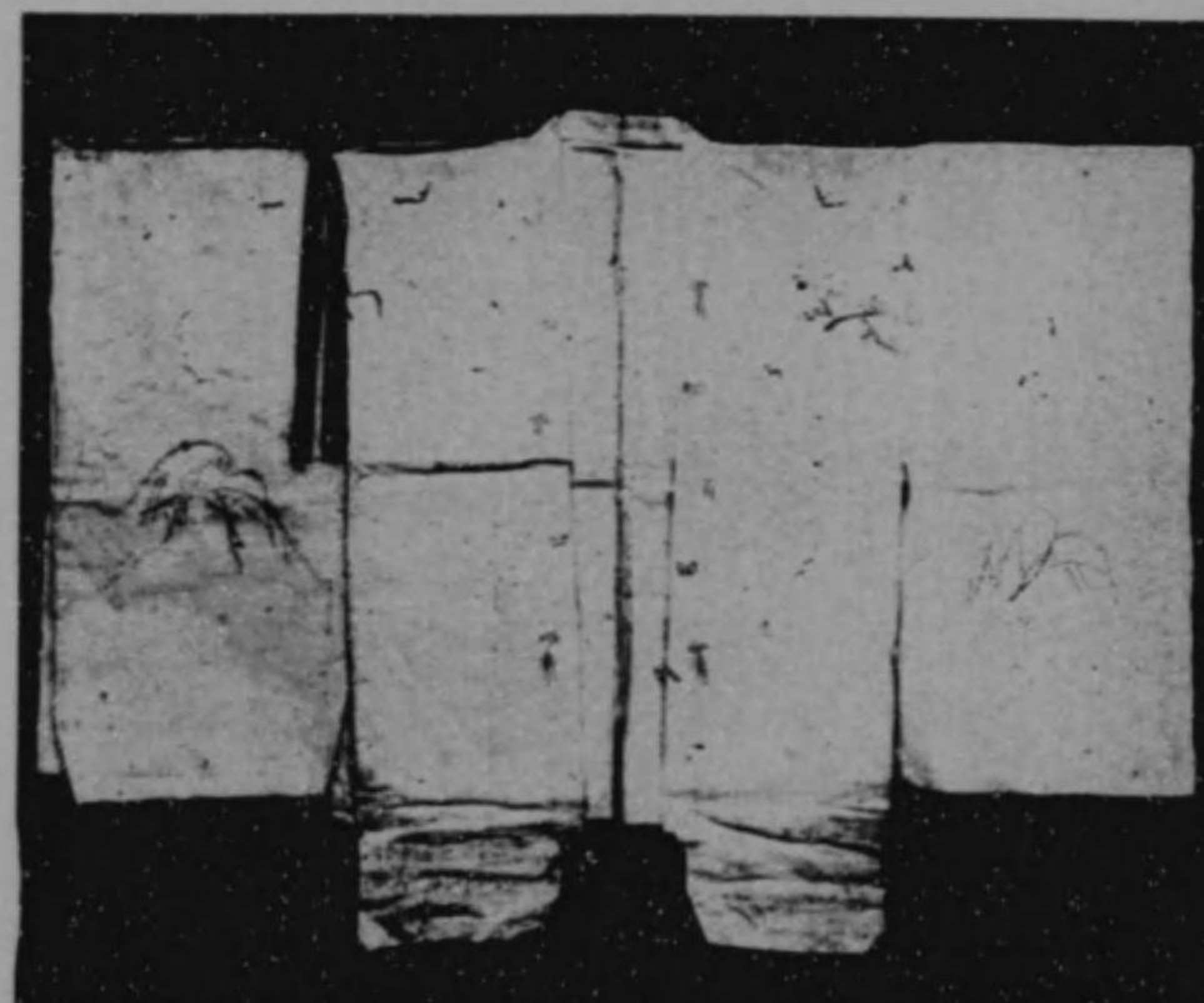
垂直 二の圖四三第



衣狩 圖九二第



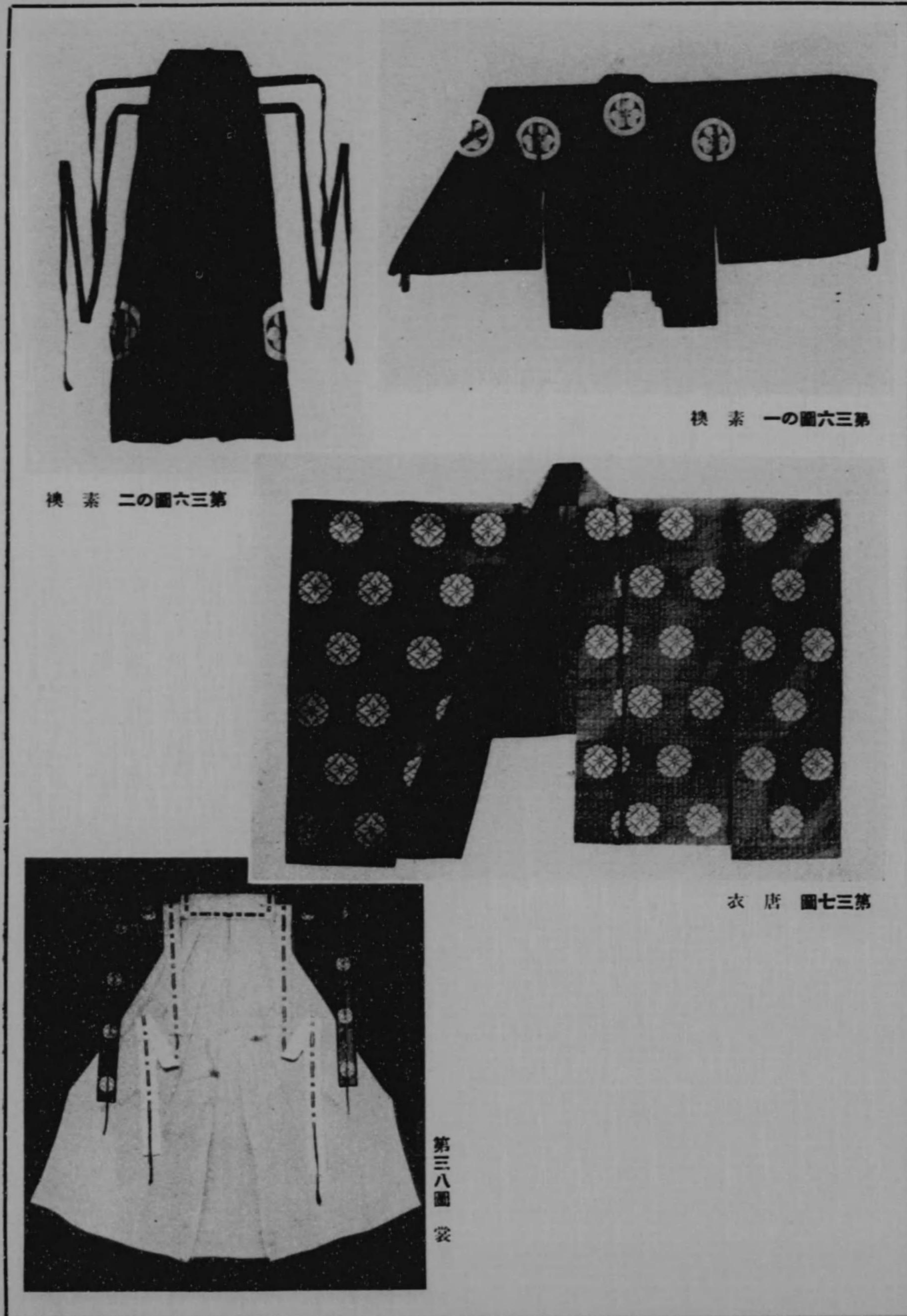
貫指 圖八二第



忌小司諸 圖一三第



千水 圖〇三第



換素 一の圖六三第

換素 二の圖六三第

衣唐 圖七三第

第三八圖 裳



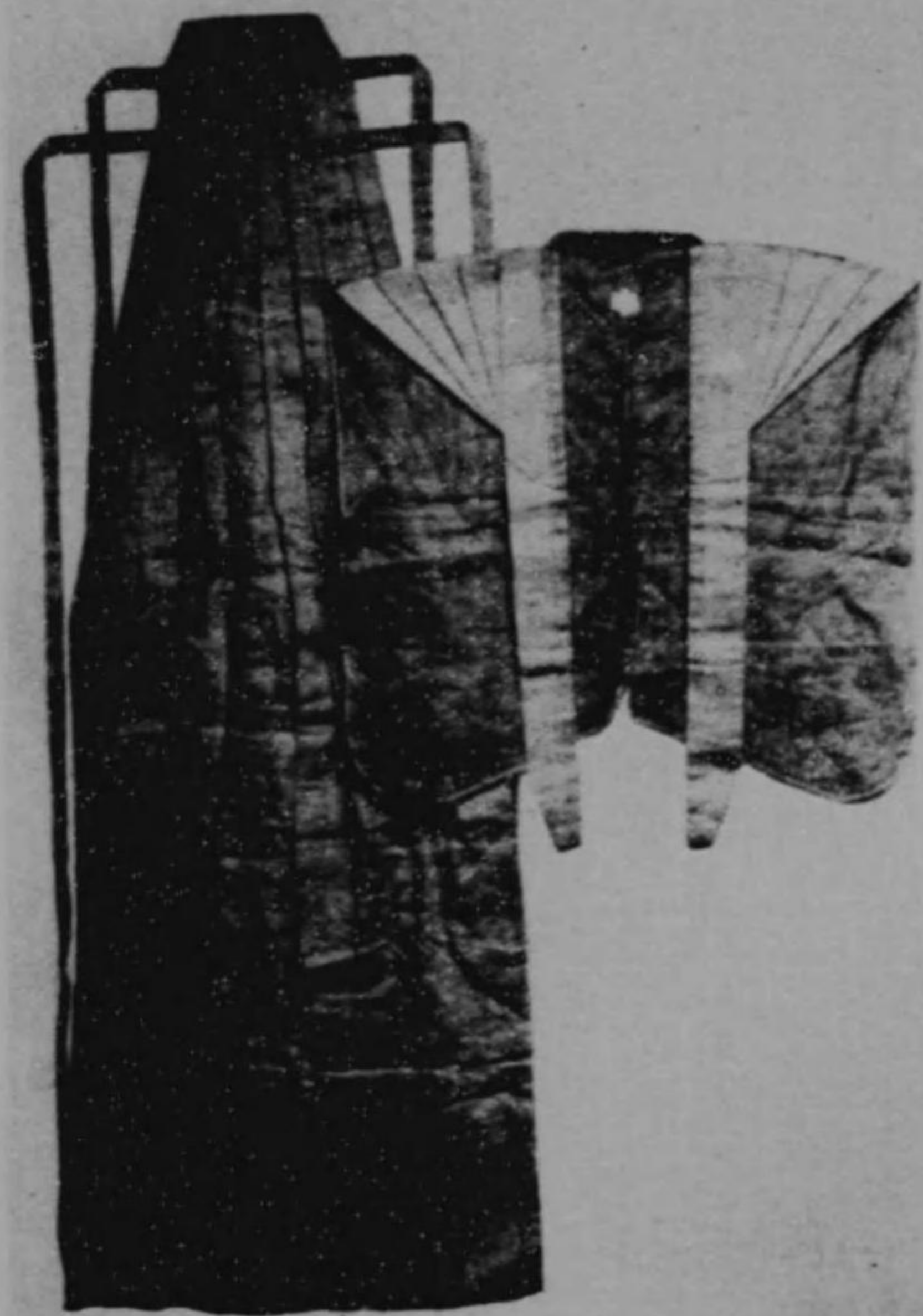
垂直縹 一の圖五三第

垂直縹 二の圖五三第

垂直縹 三の圖五三第



絨羽 圖四四第



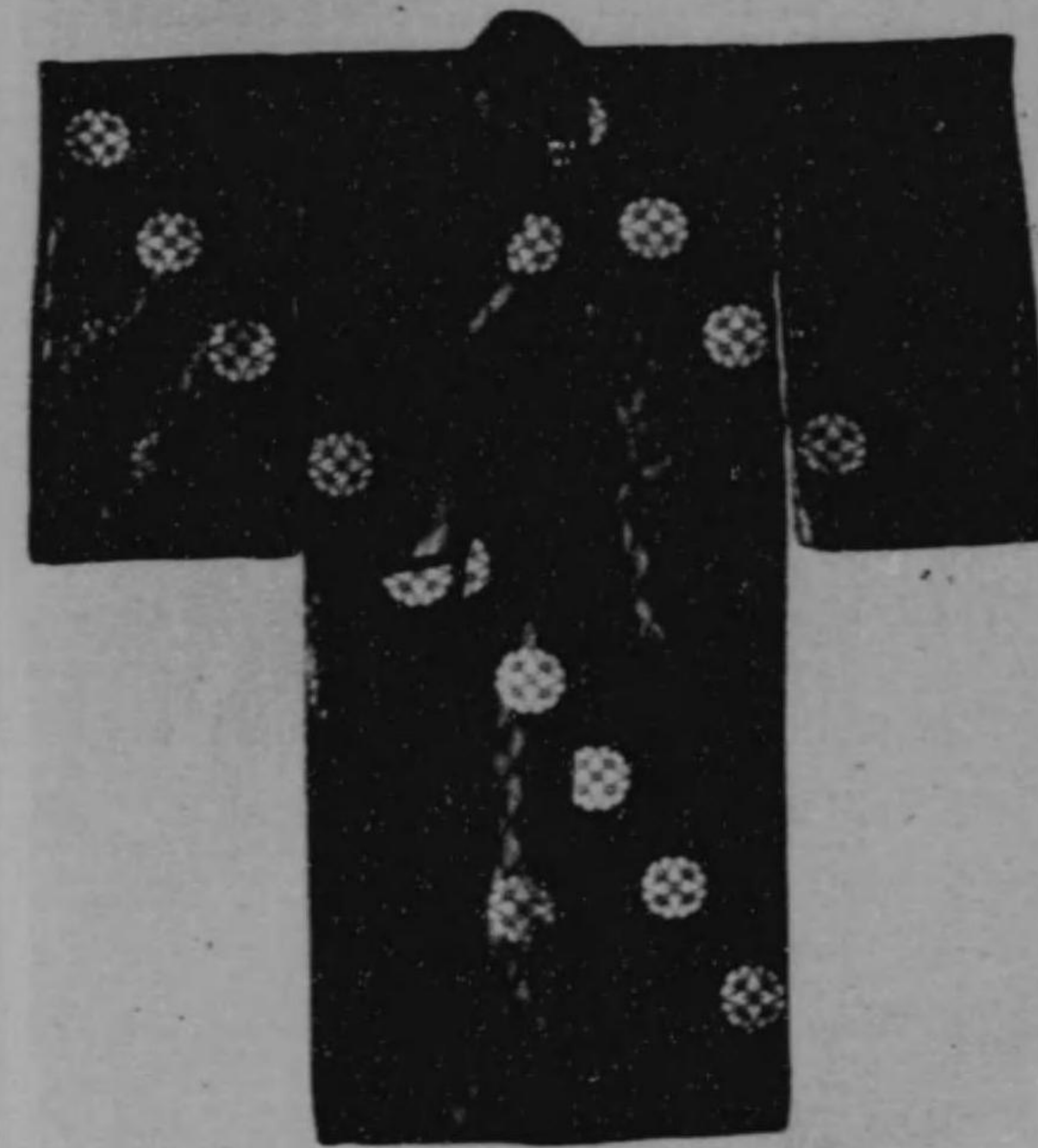
袴長衣肩 圖三四第



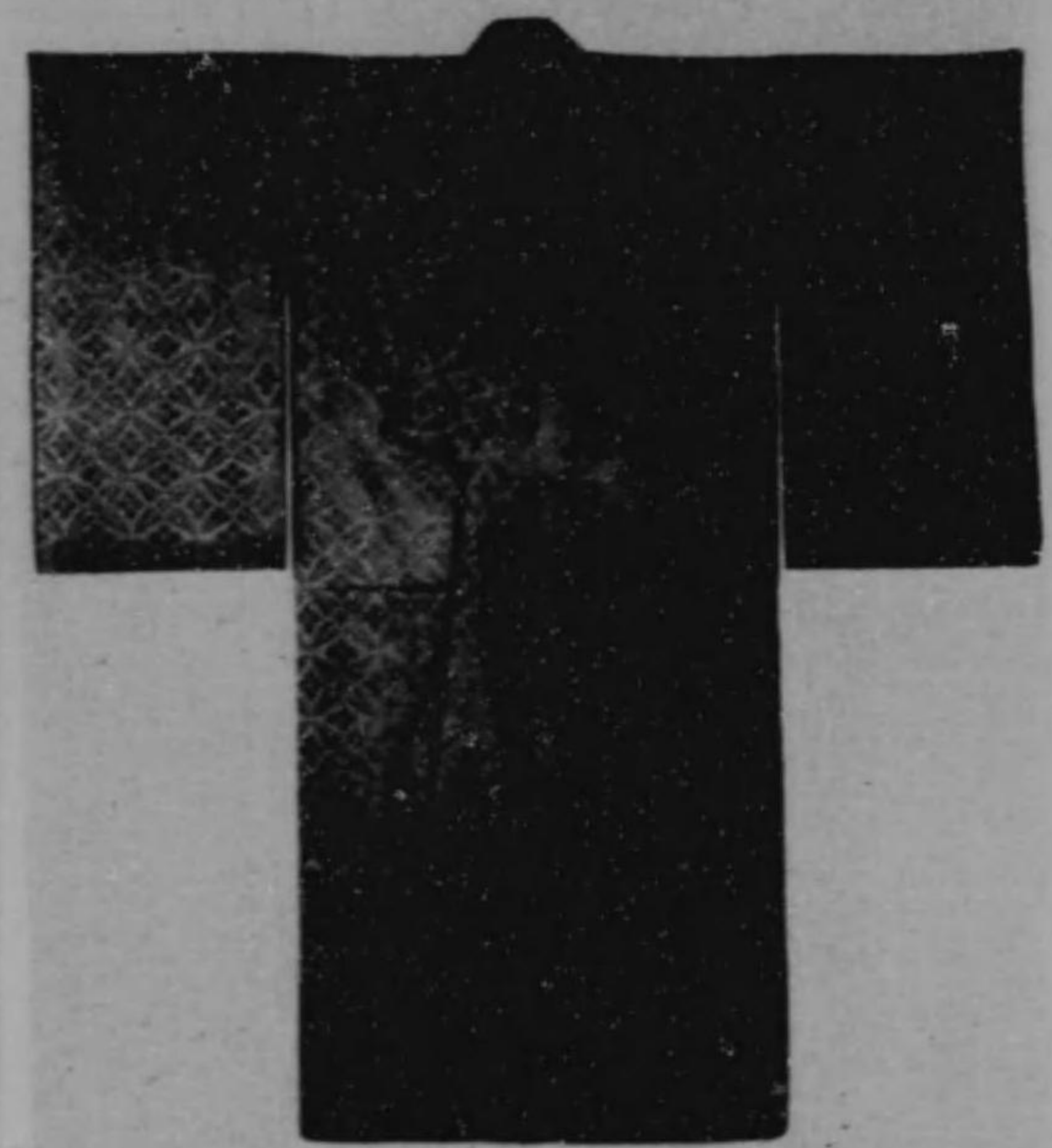
服 羽 圖五四第



第四六圖
袖無陣羽絨



挂小 圖〇四第



着表 圖九三第

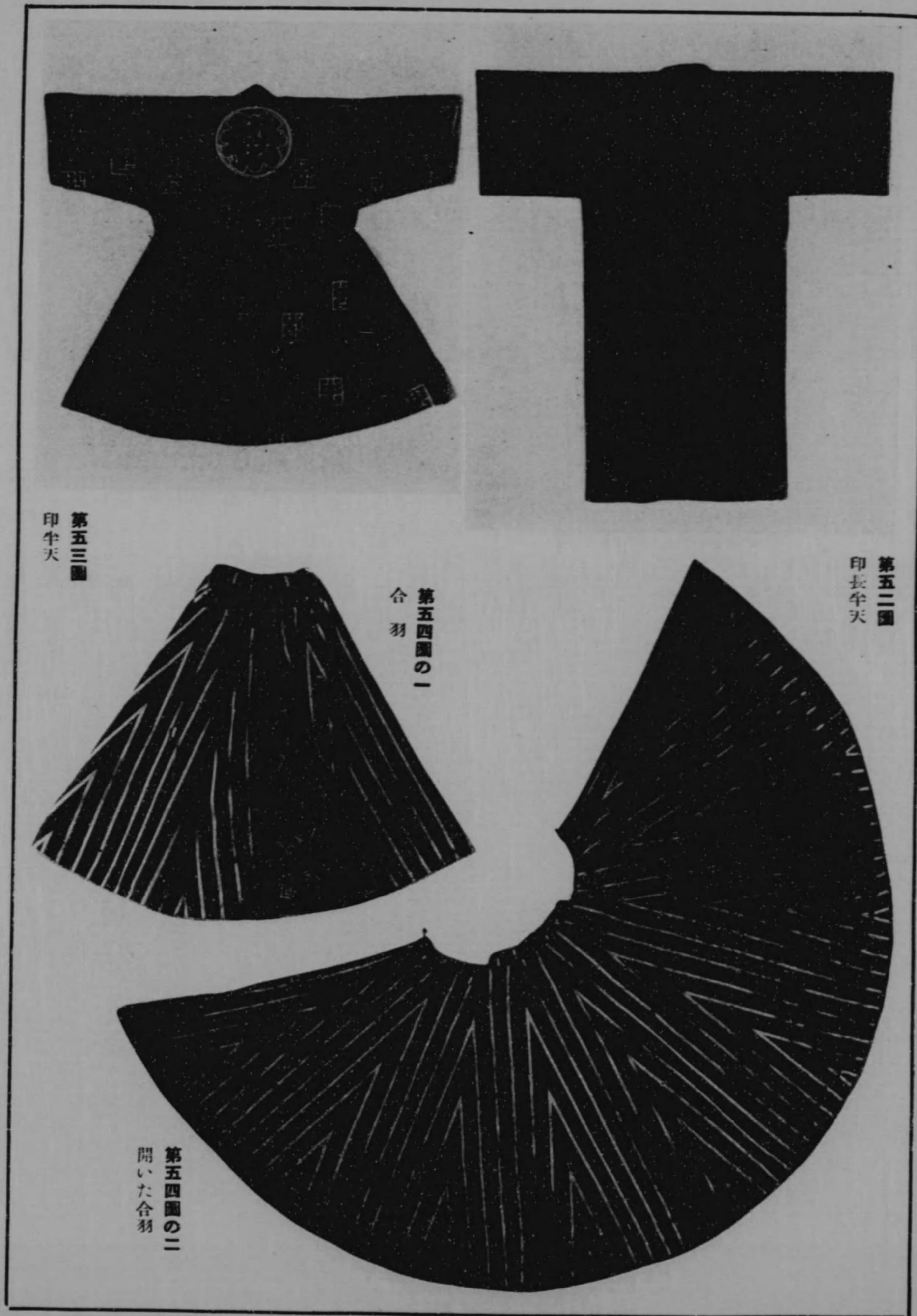


第四二圖
肩衣



第四一圖
袴



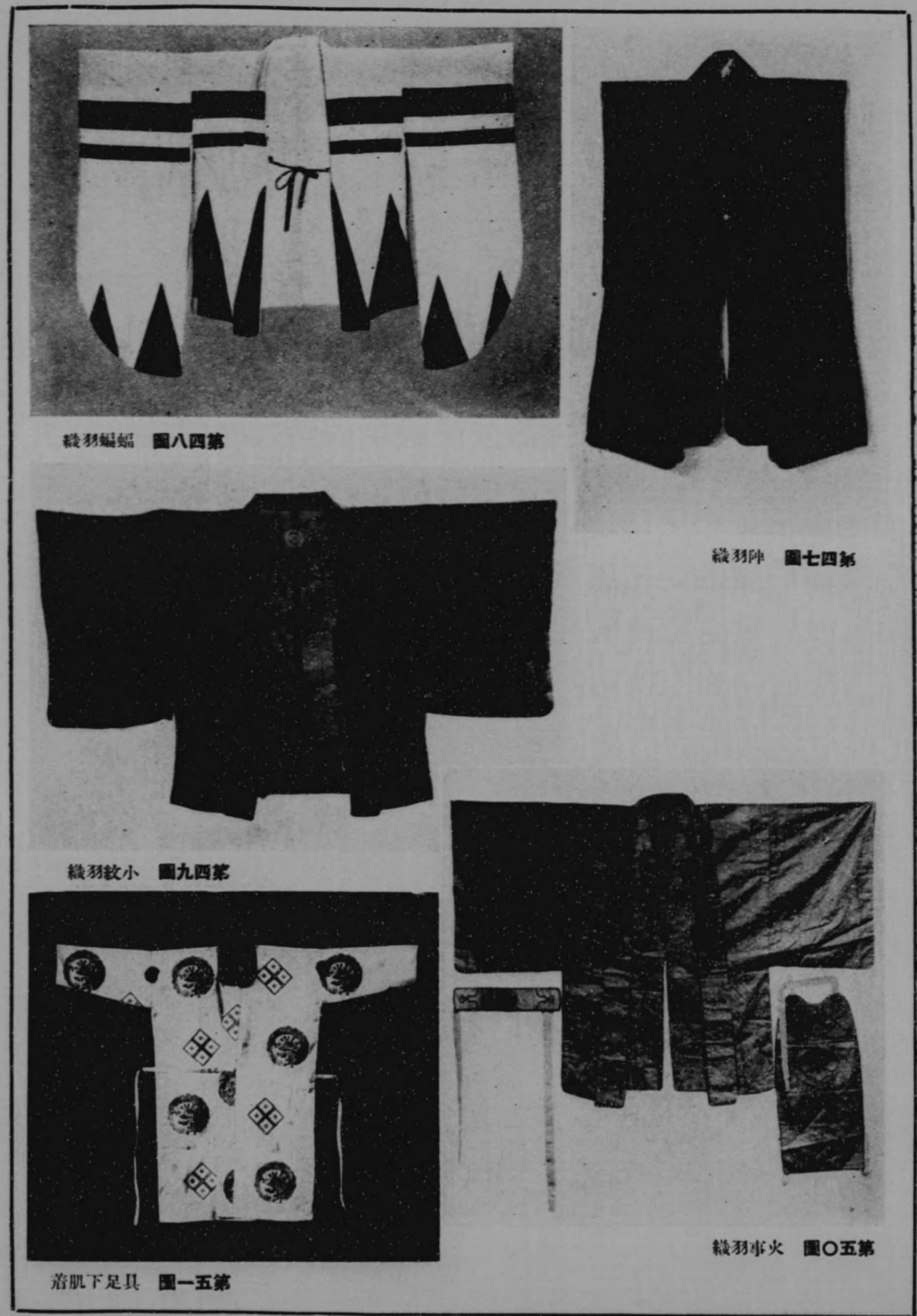


第五三圖
印半天

第五四圖の一
合羽

第五二圖
印長半天

第五四圖の二
開いた合羽



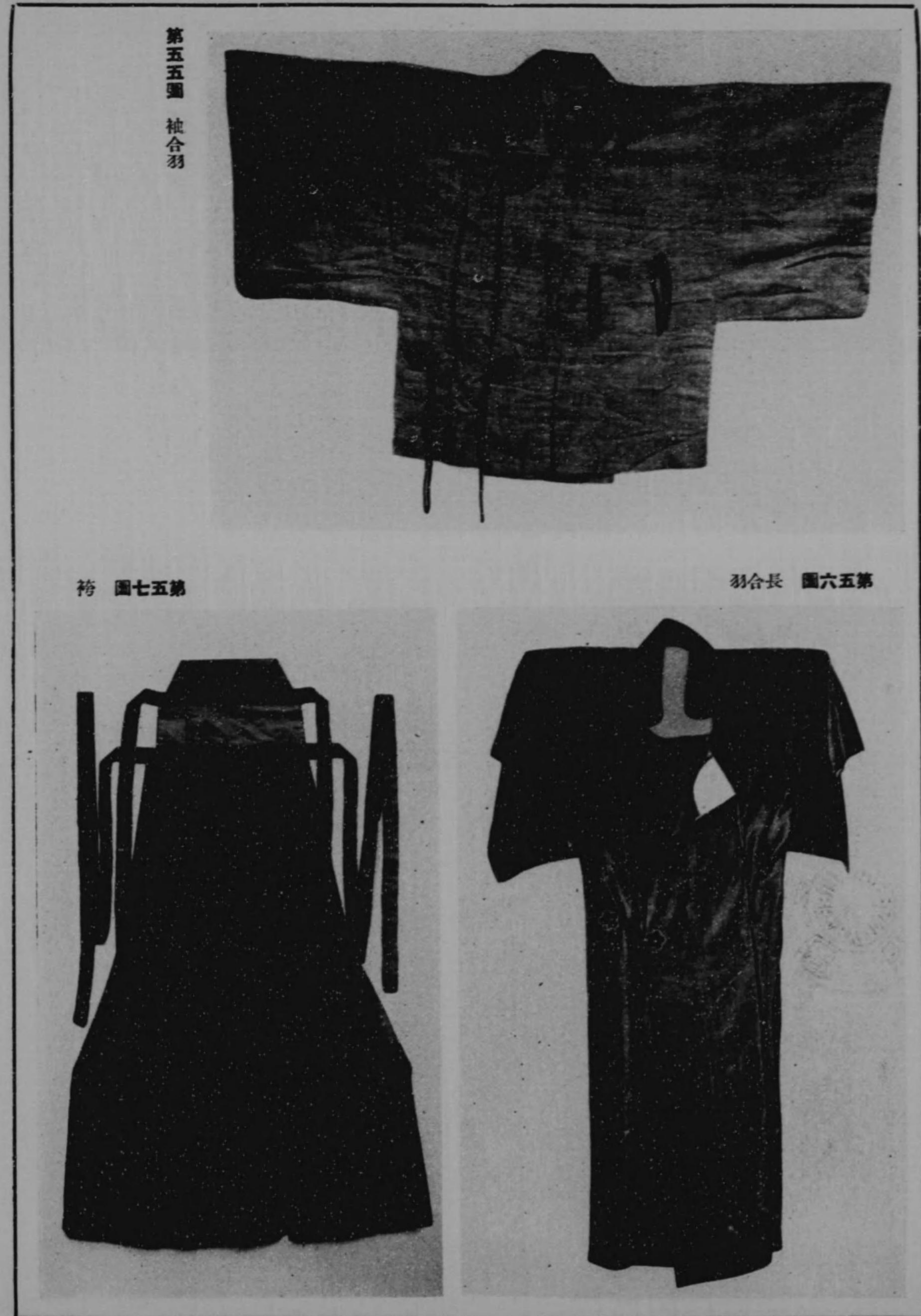
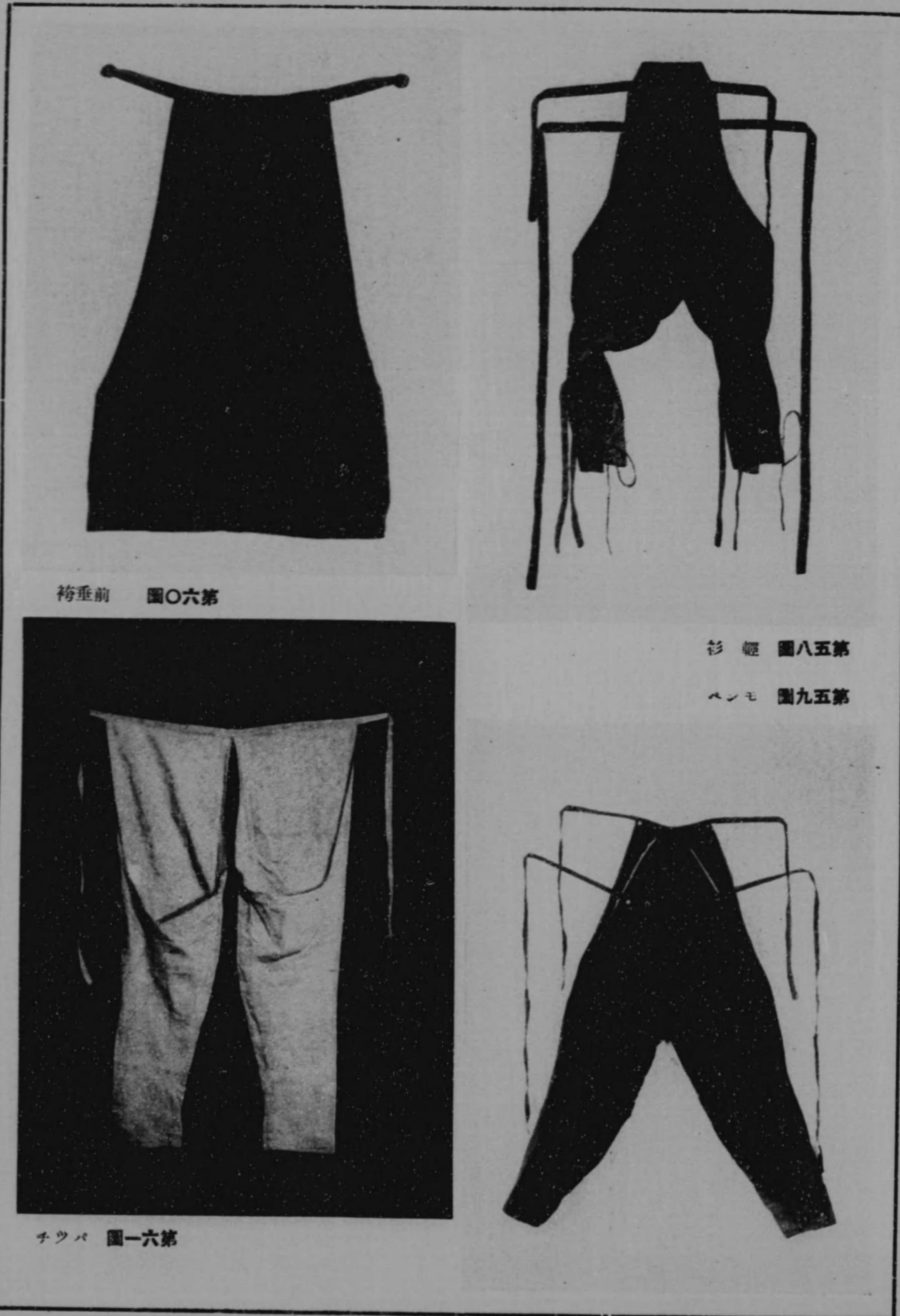
織羽編組 圖八四第

織羽陣 圖七四第

織羽紋小 圖九四第

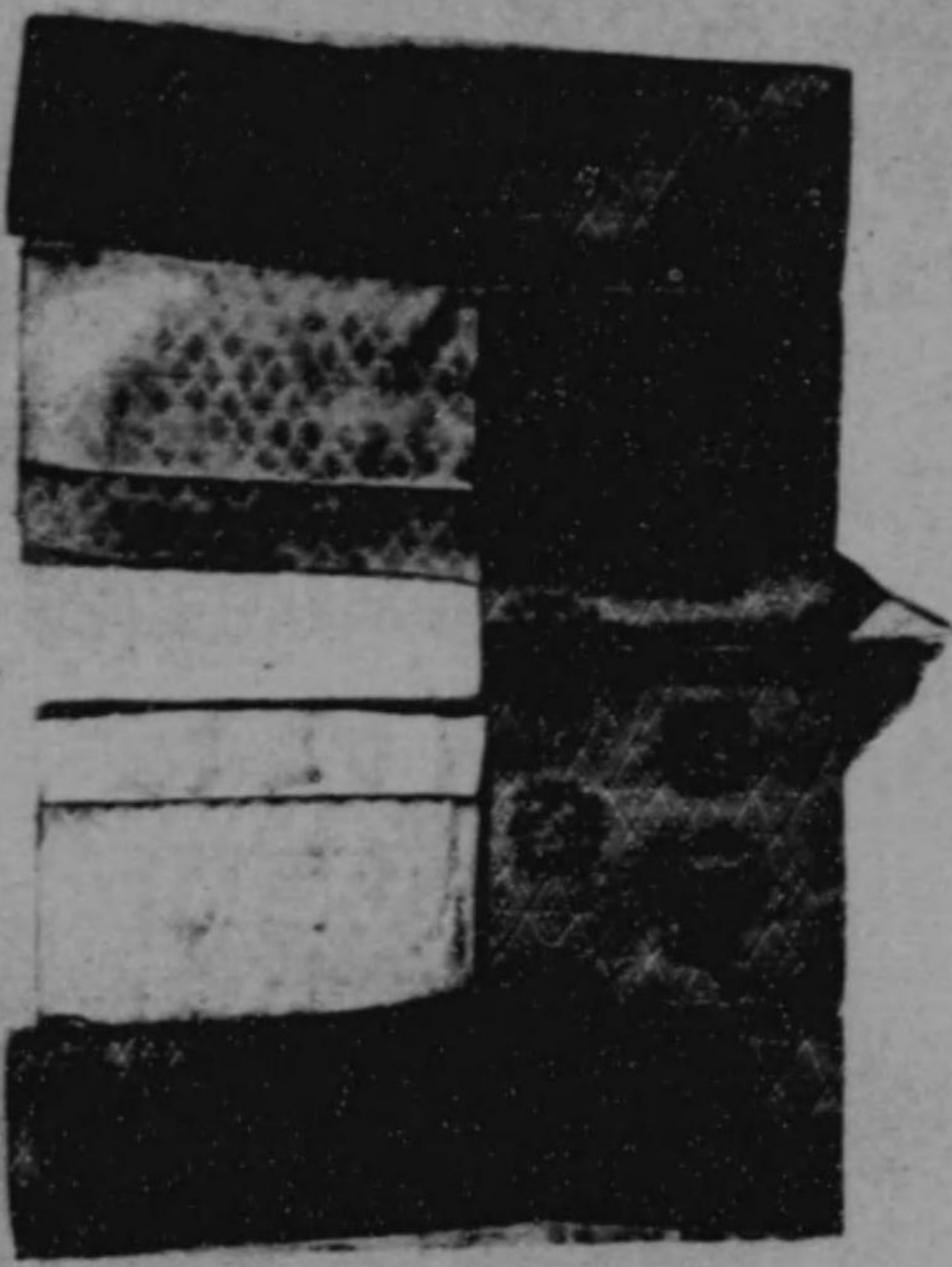
浴肌下足具 圖一五第

織羽事火 圖〇五第

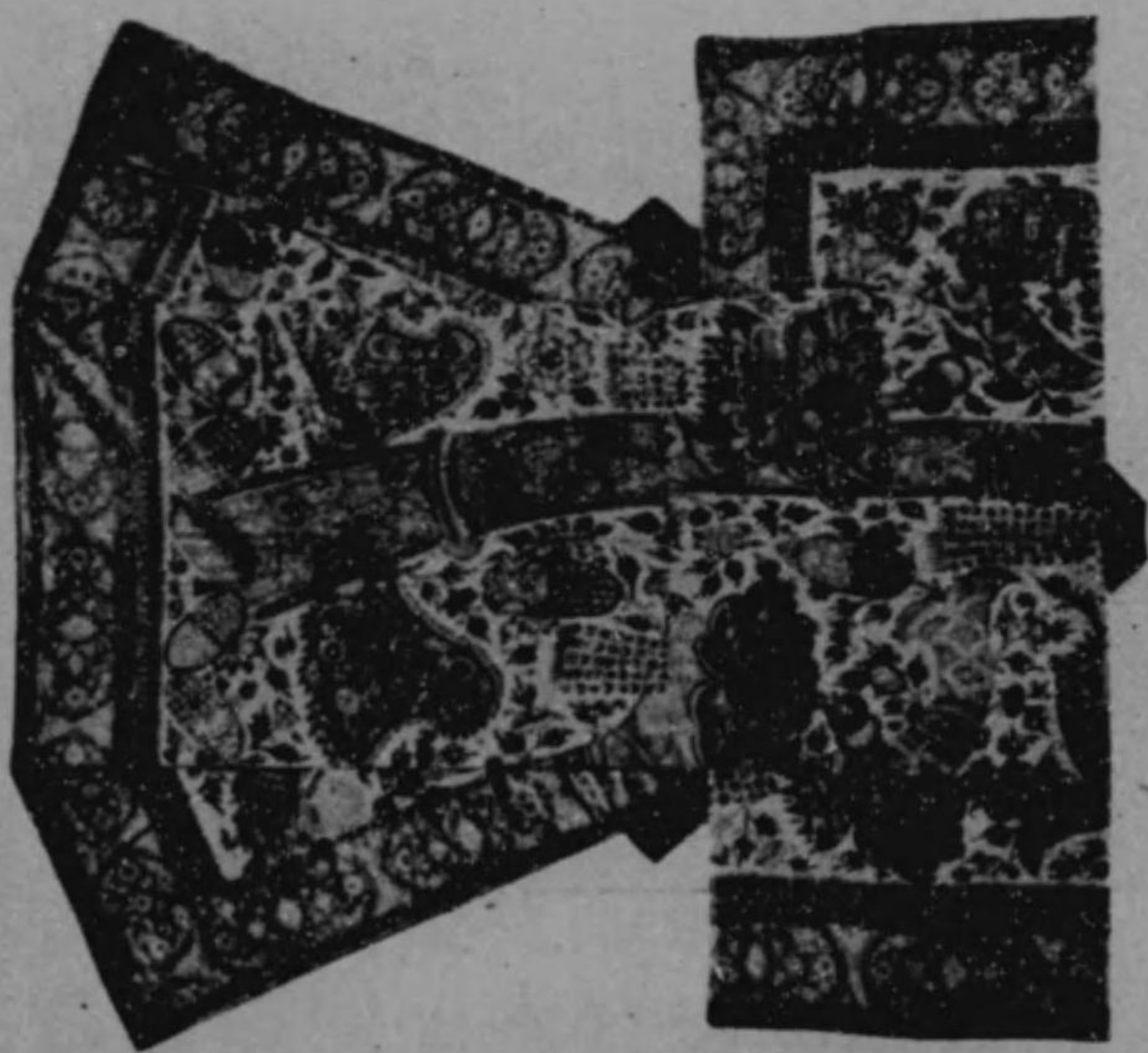




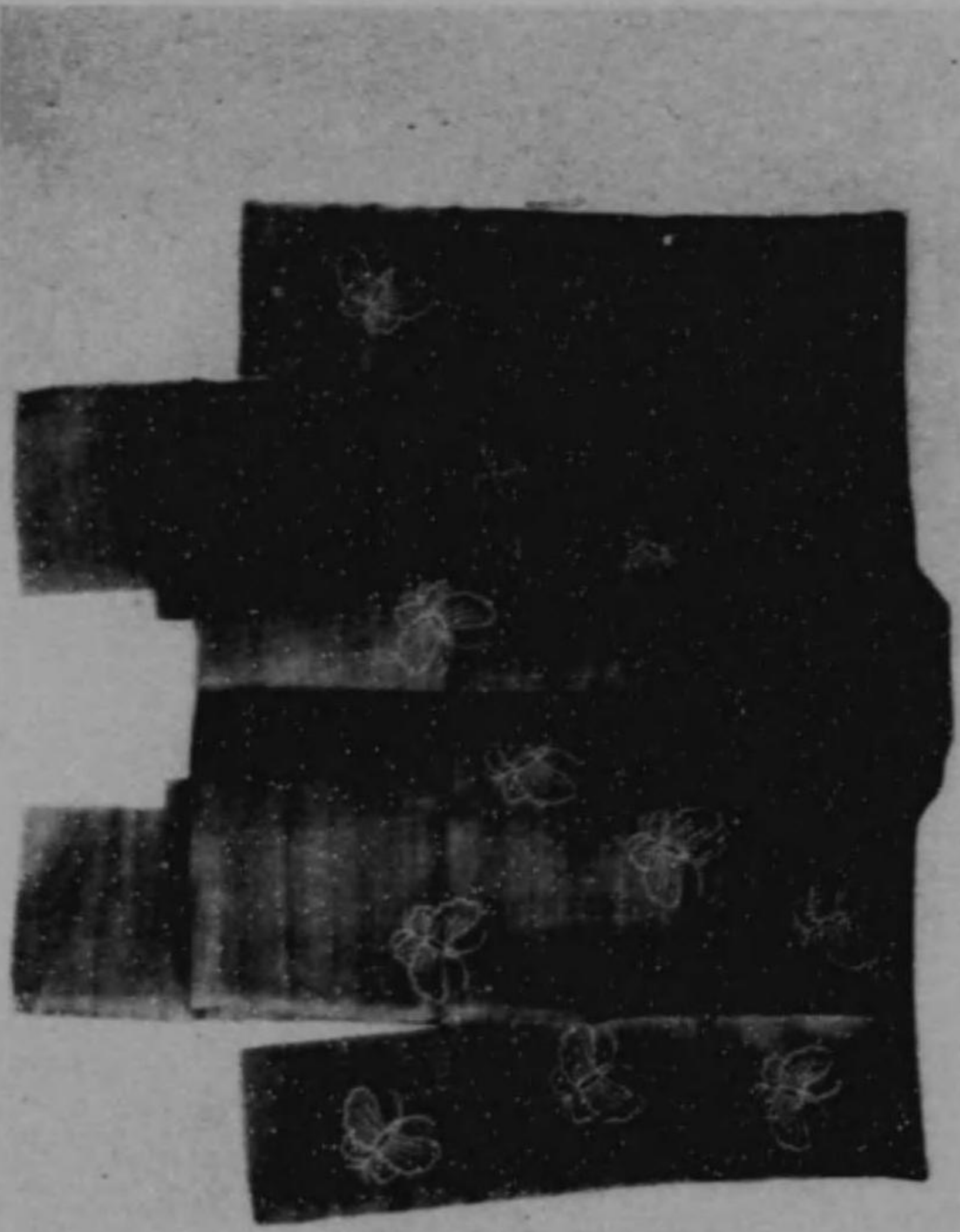
第六圖 1 唐衣



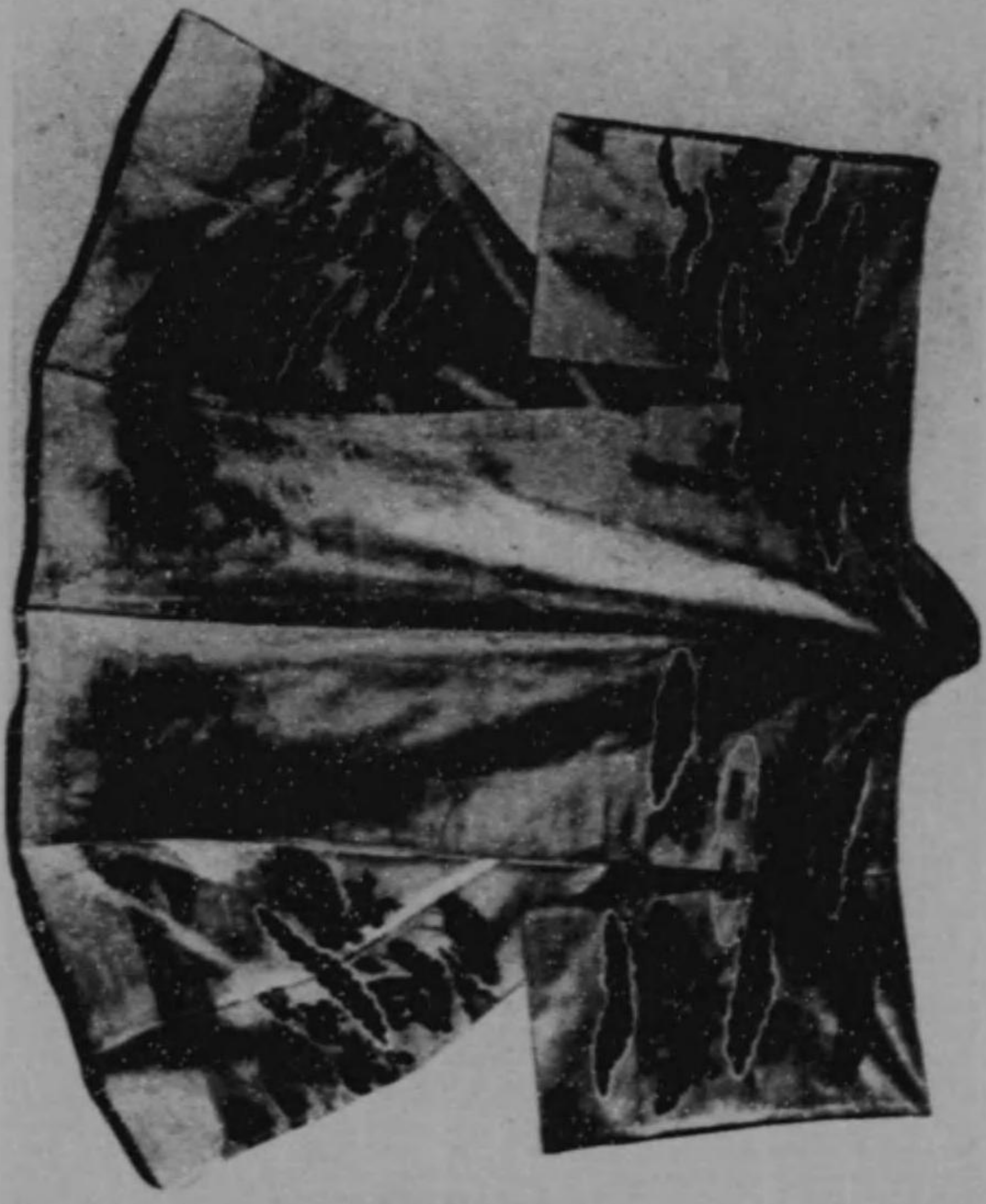
第六圖 2 唐衣



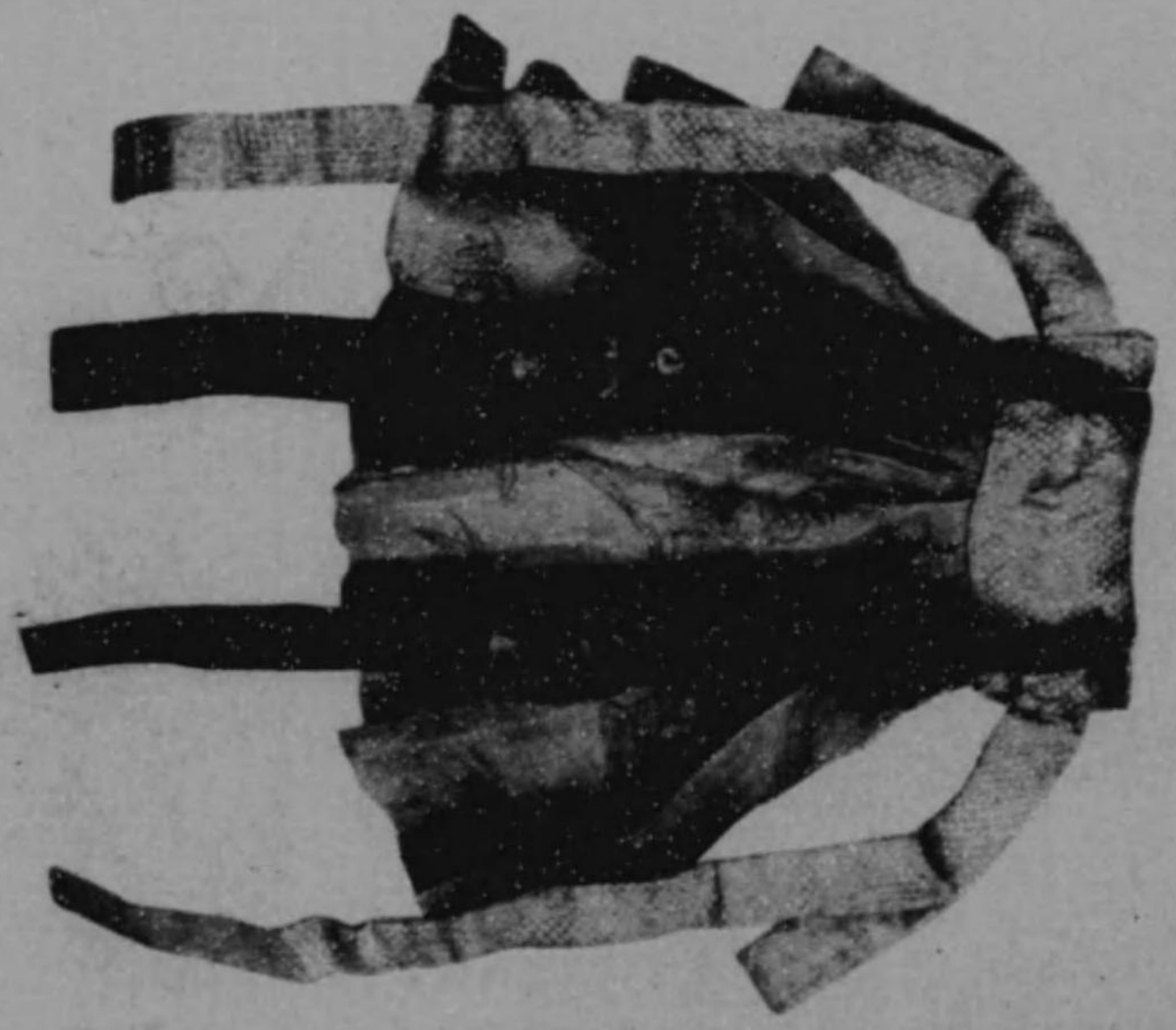
銀座札差衣服 圖二六第



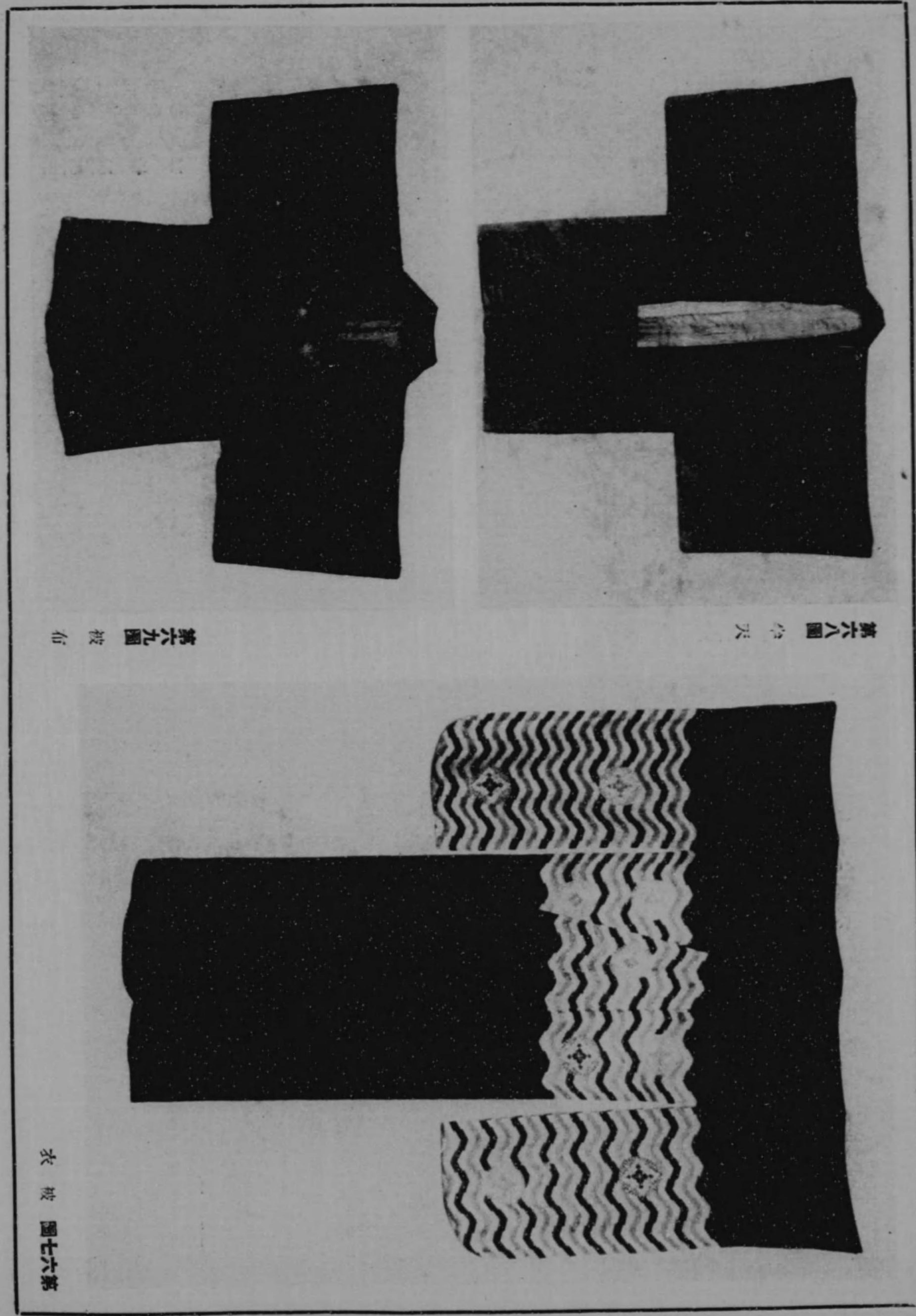
第六圖 掛衣



第六圖 繪衣



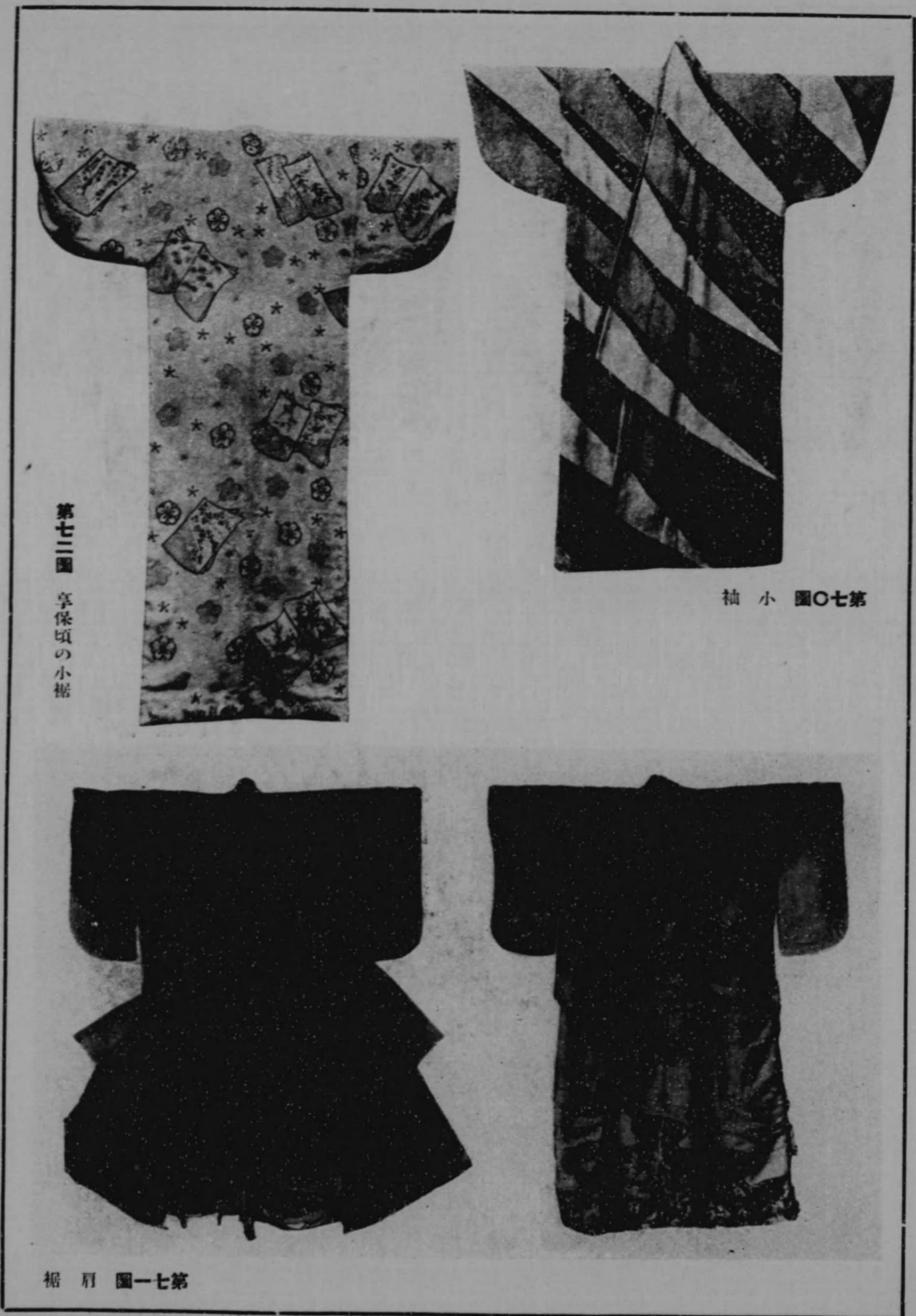
裝 圖四六第



第六圖 袴

第九圖 袴

第七六圖 衣



第七〇圖 小襦

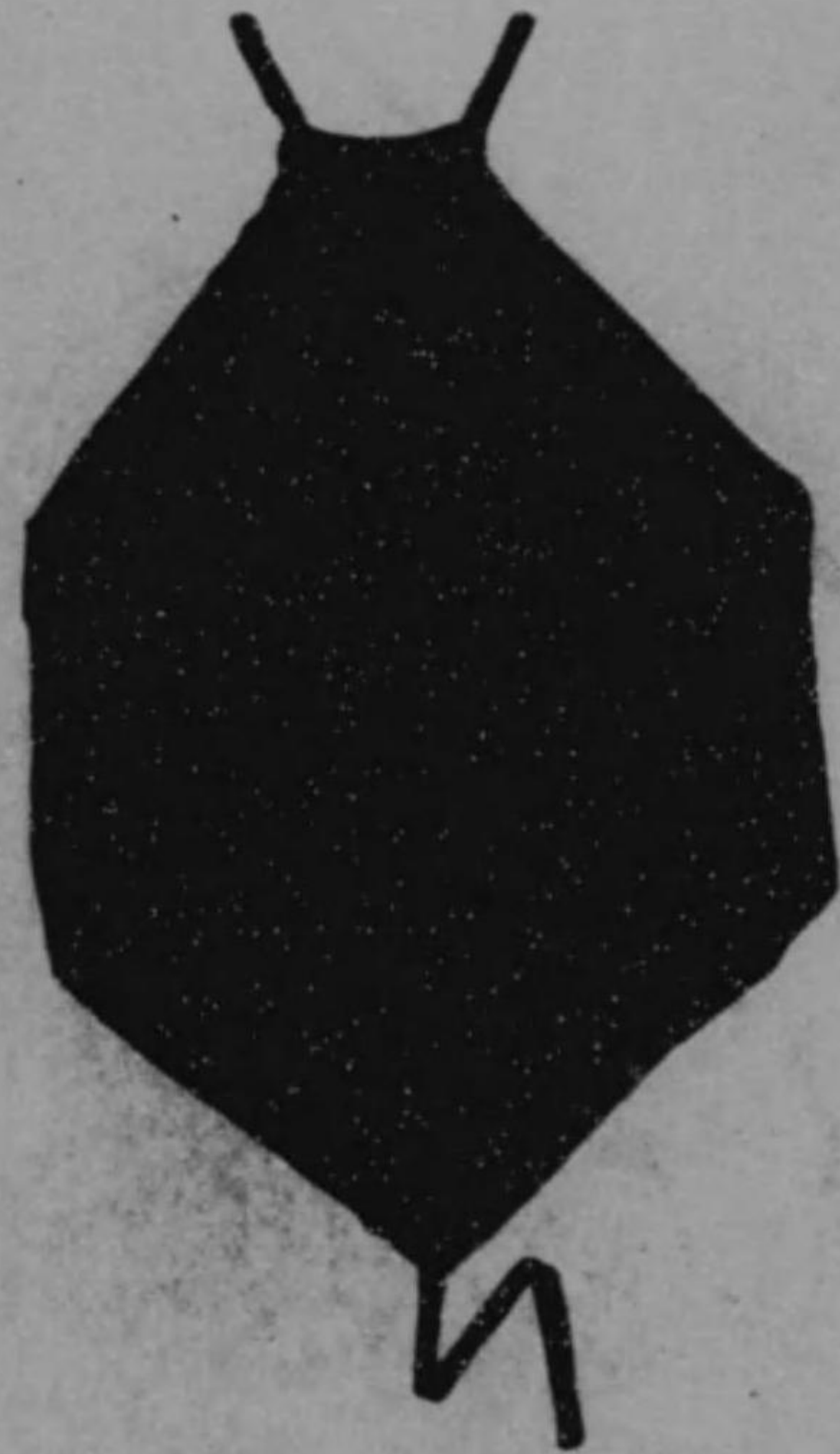
第七二圖 享保頃の小裾

第七一圖 裾



當腹の兒小 一の圖〇八第

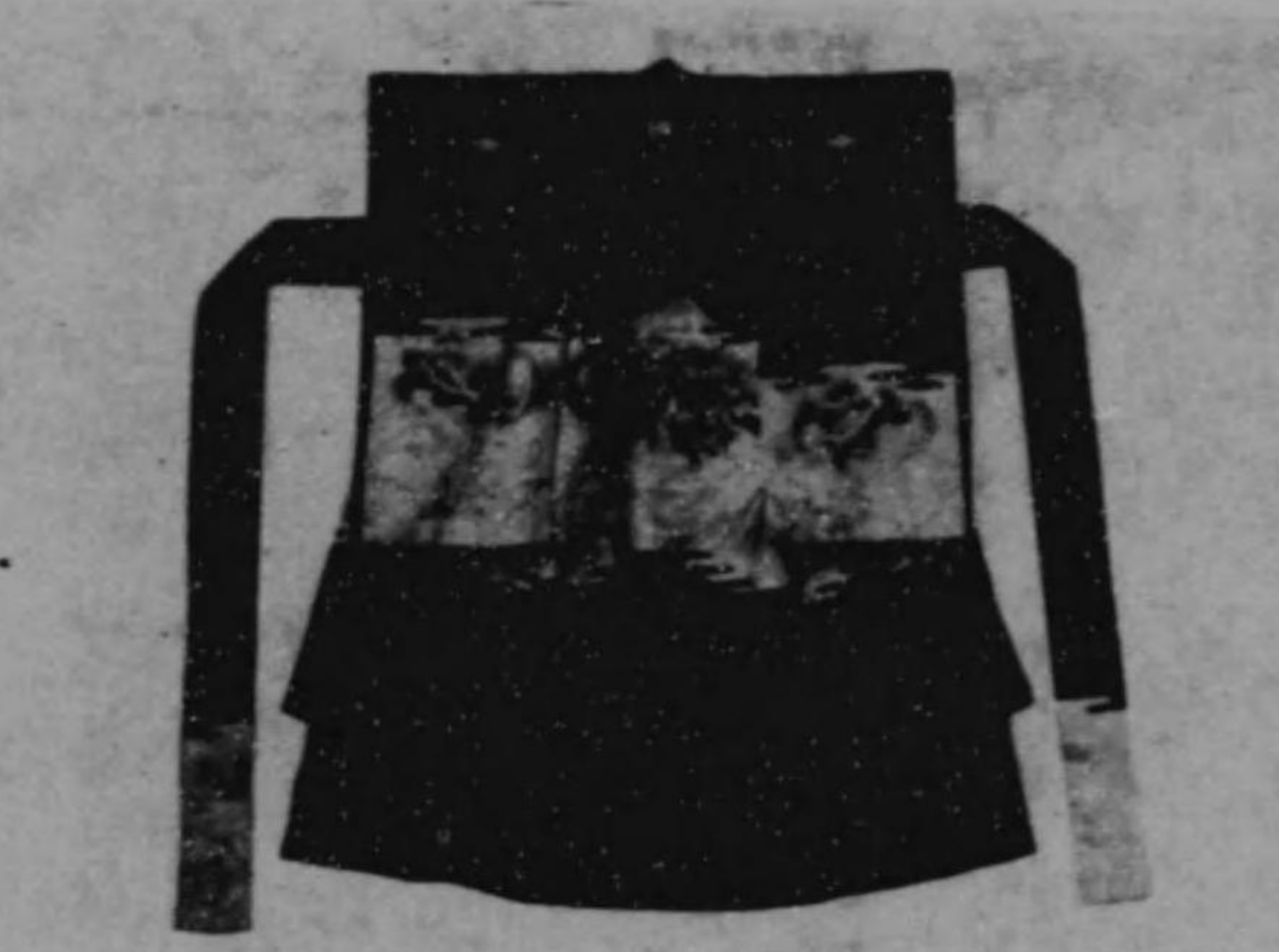
當腹の兒小 三の圖〇八第



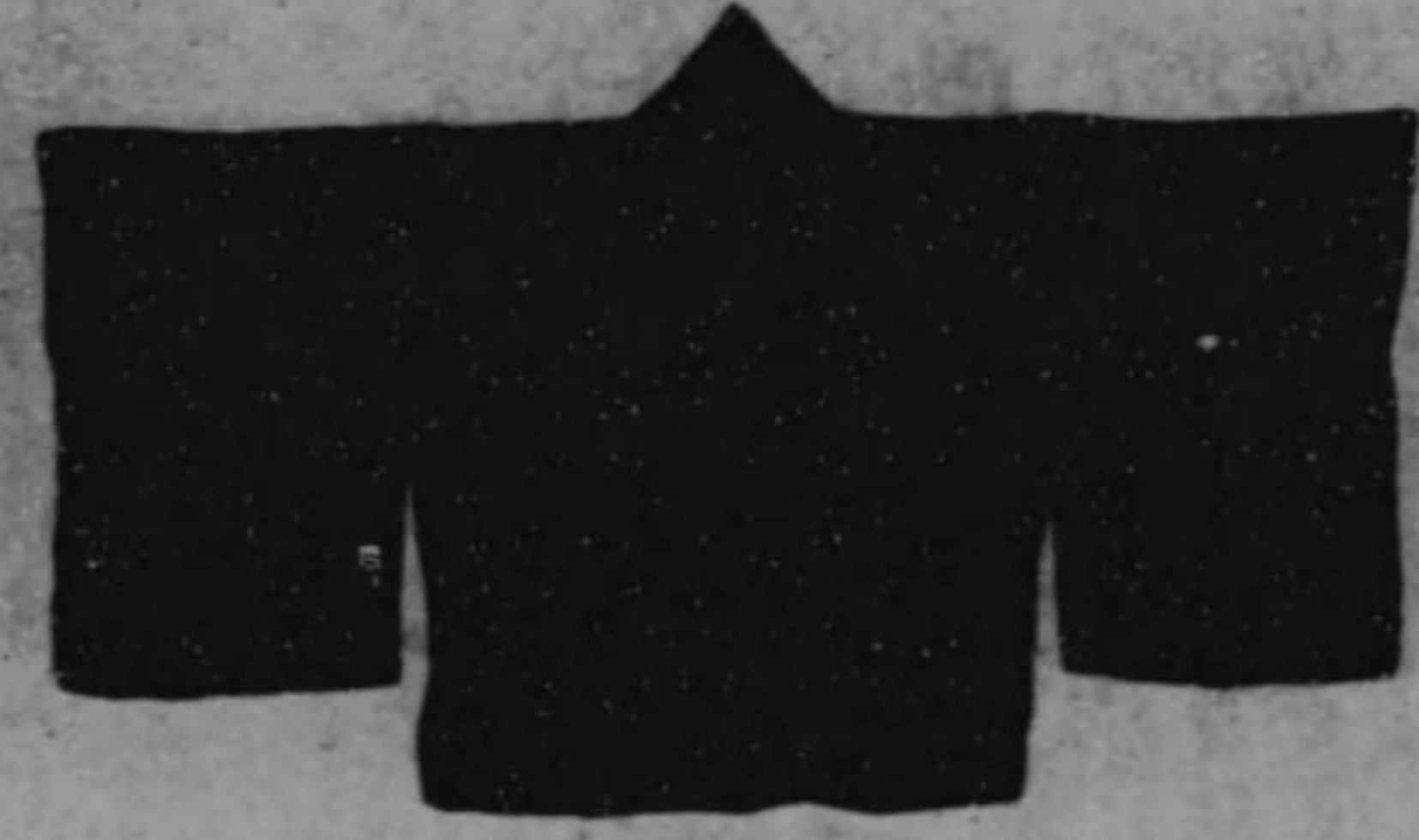
當腹の兒小 二の圖〇八第



帶上吹 圖八七第



目斗髮兒小 圖九七第



祥襦 圖四七第



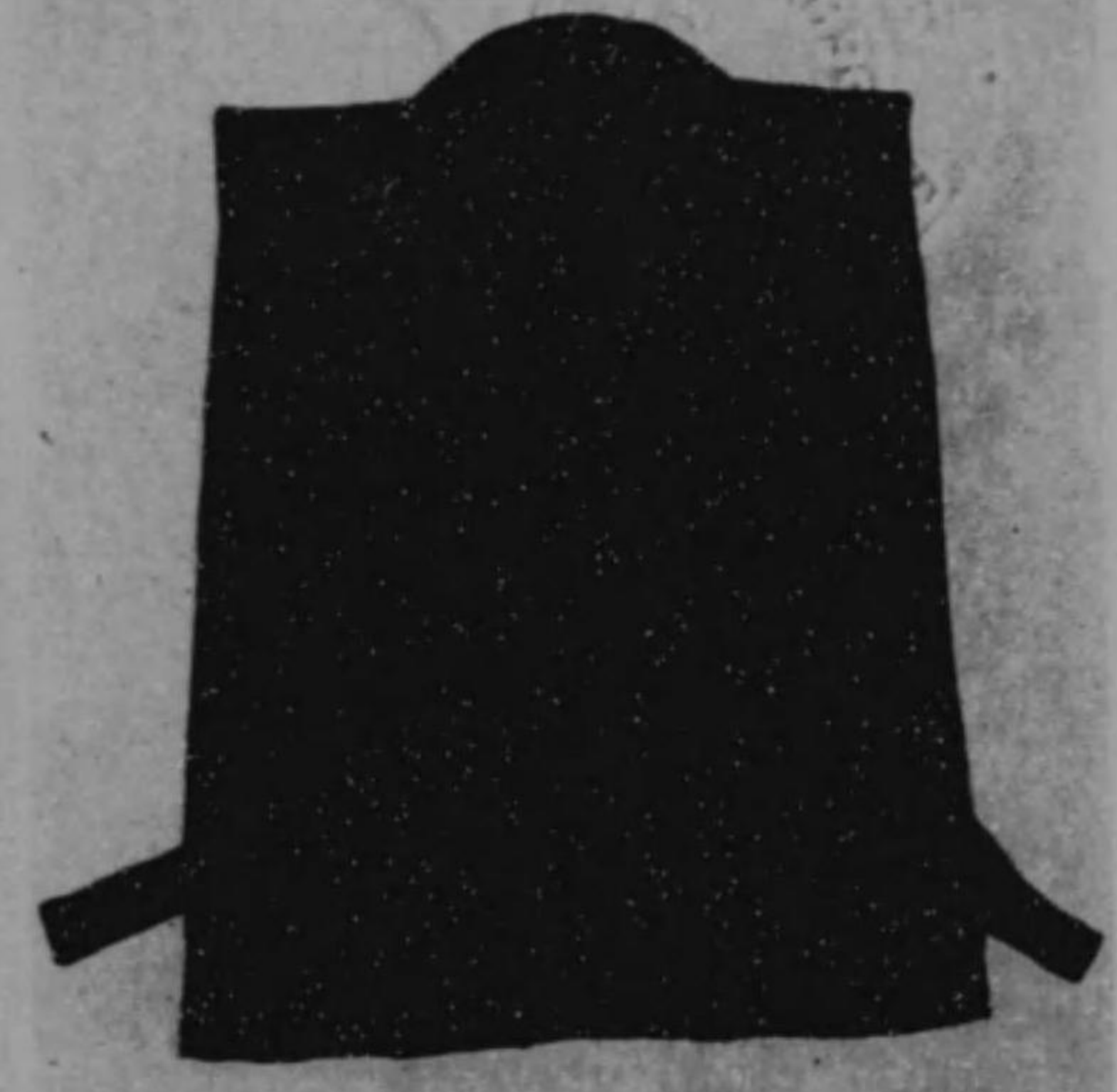
袖振の頃政文 圖三七第

しな袖 圖七七第



祥襦袖筒 圖六七第

第七五圖
長襦祥



續 歷代風俗寫真大觀

昭和五十二年一月十日發行

定價金圓五十錢
全二冊 每冊二十五錢

編者

江馬務

發行者

東京市神田區錦町一ノ一九
株式會社 新光社

印刷者

東京市小石川區久堅町一〇八
君島 潔

印刷所

東京市小石川區久堅町一〇八
共同印刷株式會社

發行所

東京市神田區錦町一ノ一九
株式會社 新光社
電話神田(代售)二二二六番
振替東京四三二四〇番

